

平成30年第2回美祢市議会定例会会議録（その3）

平成30年6月14日（木曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長補佐	大塚享
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	大野義昭
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
観光商工部次長	白井栄次	総務部総務課長	佐々木昭治
総務部財政課長	竹内正夫	市民福祉部高齢福祉課長	河村充展
建設農林部農林課長	市村祥二	建設農林部建設課長	佐伯憲一
教育長	岡崎堅次	上下水道事業管理者	波佐間敏
代表監査委員	重村暢之	消防長	松永潤
美東総合支所長	東城泰典	秋芳総合支所長	鮎川弘子
教育委員会事務局長	金子彰	病院事業局管理部長	安村芳武
上下水道局長	杉原功一	監査委員事務局長	岡崎基代
地方創生監	藤澤由文	総合政策部地域振興課長	福田泰嗣

市民福祉部生活環境課長

古 屋 敦 子

観光商工部観光振興課長

早 田 忍

病院事業管理者

高 橋 睦 夫

教育委員会事務局
文化財保護課長

井 上 辰 巳

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

1 竹 岡 昌 治

2 岡 山 隆

3 末 永 義 美

4 山 中 佳 子

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表(第3号)、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、末永義美議員、杉山武志議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

○14番（竹岡昌治君） おはようございます。一般質問の順序表に従いまして、一般質問を行いたいと思います。政和会の竹岡昌治でございます。トップバッターを務めるわけでございますが、市長には親切に、しかも、年寄りをいたわる気持ちで御答弁いただきたいと思います。

それでは順序表に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は、今回は大きく二つの質問を通告いたしております。

一つは、企業誘致の対応と工業団地建設についてということでございます。二つ目が、中心市街地形成と庁舎建てかえについてと、二つの問題を通告いたしております。

さっそく、1番目の企業誘致の対応と工業団地建設についてということで質問を始めたいと思いますが、小さくは3つに分けております。

まず最近のですね、企業誘致活動状況についてお尋ねをしたいと思います。企業誘致は、大変美祢の地域経済にも雇用の場を確保できたり、あるいは経済活動により活性化といいますか、そういうものに大きく寄与しておりますが、そうした

形で現在の状況、これについてお尋ねをしたいと思います。

それからですね、一問一答とはなっておりますが、小さく2番目、3番目も併せて、質問をさせていただきたいと思います。

2つ目は、新規団地の建設ということで、いわゆる高規格道路が美東町にも開通しまして、観光や企業誘致についても大きな成果が上がるんだろうなと思ってましたが、恐らく先ほど申し上げた企業誘致の活動状況の中で、完売ということも出てくるんじゃないかなと思います。

一つだけ、社会復帰促進センターの北側にあります。これまた、センターとの兼ね合いもあるとは思いますが、その辺のことも踏まえてですね、新たな工業団地の造成計画があるかないか、このこともお尋ねしたいと思います。

それから3番目が、これもですね、地元の不動産業者からのお話があったわけですが、市との情報交換の場があればいいなと。いわゆる引き合いがあっても、なかなか我々のほうでは情報がわからないと、こういうお話がありまして、そうした協議会を立ち上げるお考えがあるかないかについて、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、最近の企業誘致活動についてお答えをさせていただきます。

本市における企業誘致については、昨年度のリーディングプラザ十文字への進出協定締結をもって、市内4工業団地のうち3つが完売となりました。

現在は、販売が完了していない美祢テクノパークへの企業誘致、これは先ほど申されました刑務所北側に当たります——への企業誘致と、販売はいたしたものの、いまだ企業進出が果たせていない遊休地の解消に向けて、集中的に取り組んでいるところでございます。

まず供給側、美祢市側の論理でございますが、御承知のとおり、美祢市では、産業の振興と雇用の促進を図るため、美祢市企業立地奨励条例において、指定事業者に対する奨励措置を規定するとともに、同規則において対象となる業種として、製造業や情報処理サービス業、旅館、ホテル業などを規定しているところであり、このことに基づきまして、これまでの取り組みを継続させ、美祢市の強みを十分に発揮させてまいりたいと考えております。

その一方、進出側のニーズに対しましては、柔軟にかつ効果的に対応したいと考えており、既にご進出いただいている企業や、現在進出を計画されている企業、さらには、通告の3番目にもいただいておりますが、地元の不動産事業者等の御意見を拝聴いたしながら、取り組みを進めてまいりたいというところでございます。

また最近では、ICT関連事業者の進出も視野に入れ、工業団地だけではなく、空き校舎への受け入れも可能となるよう取り組みを進めているところでございます。

次に、2番目の新規団地建設、新たな工業団地の造成計画があるかどうかということの御問いでございます。

新規の工業団地の造成につきましては、その候補地として美東町地内の十文字原総合開発事業用地が現在のところ考えられます。

当該用地は、十文字インターチェンジと隣接し、アクセスなど立地条件は申し分ないことから、今後の企業誘致に当たっては有効な場所となり得ますが、いまだ整備がなされておらず、60.8ヘクタールと広大な面積を独自で開発いたしますことは、財政上大きなリスクを抱えますことから、民間事業者による開発も視野に入れた取り組みを進めているところでございます。

最後に、地元業者との情報交換の協議、市内不動産業者との協議会についてでございます。

本年2月に、美祢市商工会の工業・建設部会の事業として開催された行政との意見交換会におきまして、担当課長が出席をさせていただき、企業誘致に係る御提言や御要望を賜ったところでございます。この中で、企業誘致に起因するまちの活性化に対する期待感、また、市の企業誘致推進に協力したいとの意欲を非常に強くお持ちであることが伝わってまいりました。

私といたしましても、民と官が一体となって企業誘致やまちづくり等、解決が困難な諸問題について語り合い、また話し合いですね、同じ目標を定め、実現に向けて共同で取り組んでいくことは、非常に有意義であると考えておりますことから、今後、協議会という形にはこだわらず、継続して協議の場を持てるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 御答弁いただきましたが、いわゆる美東にあります60へ

ク以上の土地。官と民でという話もありましたが、私は場合によっては無料譲渡してもいいんじゃないかと。その代わり、造成はしてくださいよという形になろうと思いますけど。それか、造成をしたのちで、そういうやり方をするというのもあるろうと思います。

それから、社会復帰促進センターの北側っていうのは、やっぱ、センターとの将来的な兼ね合い、出所者の働く場所、あるいは矯正作業等含めてですね、ここはやっぱし、センターとの特化した何らかの、いわゆる——特化したというところに、逆にはセールスポイントがあるんじゃないかというふうに私は思います。

この問題は、いずれにしても山陰の435の道路がですね、すごく整備されてきて、あちらの北浦って言ったら失礼ですが、労働力が吸収しやすいという道路アクセスが非常によくなってる。あるいは無料で走れる高規格道路。そうした形から、観光もですが、そうした雇用が引き込めるっていいですか、そうした好条件がそろってきたんじゃないかというふうに思いますので、これは工業団地をですね、新たにつくりませんかという提案で終わりたいと思うんですね。

2番目の中心市街地形成と庁舎建てかえについてということで、実は総合計画、臨時議会だったですかね、市長にお尋ねをして、答申など市長の意向が出てきましたが、そのときにお尋ねをした総合計画等の……どう言ったらいいですか、整合性についてということで質問申し上げました。その時にお答えがなかったんで、一般質問でお聞きしますというふうにお約束したと思います。

そこで、総合計画の第一次、この美祢市の総合計画、いわゆる新市になって10年間。この中で確かにですね、151ページには「庁舎整備の推進」と書かれています。

これは当然、合併のときの約束事があったわけですね。ですが、庁舎をストレートに建てるということではなくして、庁舎の整備事業と、もうひとつは既存設備の活用と書いてあるんですよ。この2つを柱にして記述してあります。

それから、もう一つはですね、後期のほう。後期のほうの——お持ちでなければ、156ページにですね、何が書いてあるかと御紹介しますと、庁舎建てかえについては記述がされておられません。それはどういうことかっていうと、公共施設のマネジメントの推進ということで、いわゆる道路も含めるわけですが、箱物等も含めてですね、管理計画をどのようにやるのか、いわゆる少しでも長く使えるようにする、

いらぬものはスクラップしていくと、こういうことだろうと思うんですね。そうした形の公共施設のマネジメント推進事業をやると、これが後期の大きな柱になってます。

そうしますと、今回、市長が答弁されたようにですね、市長は設計とまで、ちょっと間違えて発言されたんですが、基本設計を——計画をですね、今からつくっていくんだと、こういうお話だったんですね。

そこでですね、私は、もうひとつ大きな問題があるのは、公共施設等の総合管理計画。これ、昨年3月ですか——に、おつくりになられたと思います。ただ、それにはかなりですね、おおぼっかいなって言ったら失礼ですが、総合計画ですから、個別計画じゃないわけですから。ところが以前にも議論したように、それも大事ですが個別計画のほうが大事ですよという中で、あれが出てきましたよね。本庁舎整備についてということで、一番最近に出たのが30年1月、美祢市庁舎整備庁内検討委員会ですか。これは、本庁舎整備についての報告という形で出てきました。ある意味では、本庁舎に対する個別計画というふうに読みかえてもいいんですが、その中で、何点かちょっと気になる問題があるんで、ちょっとまとめてお話を申し上げたいと思うんですが。

まず面積規模、建てられるという面積の規模。これが職員数によるものなのか。見ますと、市長の——例えば執務室ではどれぐらいの大きさ、副市長がどれぐらいの大きさ、部課長がどれぐらいの大きさとか、職員1人当たりいくらと、こう書いてあります。そうすると、現在の職員数で、私は割り振りされたと思うんですね。一つだけ、市長は選挙公約で、市長室を1階にするとおっしゃってましたよね。当然、職員の動きもようわかるし、市民の皆さん方が気安く寄れるようなと、こうおっしゃったんだから、多分1階に市長室もほぼ設置されると認識をしておるわけですが。そうした職員数でやるということが正しいのかどうか、また、そうしなければ推進債が使えないのかと。

もう一つはですね、臨時議会の時に市長は、市民のサービスともう一つ言われたのは、防災の拠点とおっしゃったんですね。それで、消防のほうの庁舎建てかえ計画を読ませていただきましたら、消防のほうの建設基本構想の中の10ページからですね、新しい庁舎の機能ということで、列挙されております。その中に、防災拠点として使いたいと。そうすると、私はこの小さな町でですね、防災拠点2ついら

ないんじゃないかなど。いわゆる消防署に特化して、そこに、いざ何かあったときに対策本部をもって行ってやれるということを付加すれば、庁舎のほうもそれも必要なくなってくるんじゃないかなど。

それからもう1点は、合併によります1人当たりの箱物の面積。これが合併をしたんで——いけないと言ってるわけじゃないんですよ。当然、1人当たりの面積が全国平均の3倍ありますと、こうなってるんですね。で、この建物をどういうふう
に活用しようと思っておられるのか、スクラップしていこうとされてるのか全く見えてないんですね。そうした中で新しい庁舎をつくりたいと、こういうお考えのよう
です。

で、私がどうしてもこの中で一番気になったのは、ライフサイクルコスト比較なん
ですね。これもどっかの一般質問で申し上げたと思うんですが、ライフサイクル
コストの比較を、その年度が違うんじゃないですかと、60歳までしか生きてない
方と80歳まで生きられる方との同じ差が、同じ土俵で計算がしてありました。し
たがって、おかしいんじゃないですかと申し上げたら、今度は80年間のライフサ
イクルコストを比較をされておられるようです。

ですがですね、80年間という——例えば新庁舎を建てる、あるいはこの耐震
をしてですね、20年間ほどとりあえずこの庁舎をもたせて、そしてその後、どう
言ったらいいですか、建て替えると。で、その頃に——きのうのどなたかの一般質
問の時に市長答弁がありましたね、2030年とおっしゃったと思うんですね、
2万人きりますよと、こうおっしゃった。私も、いずれ2万人切るようなまちにな
るねと、こう考えております。

そうするとですね、この——今ないとは思いますが、計算式がどうしても私に理
解できないんです。どちらも80年間でやりましょうというのはなぜかっていった
ら、一応耐震工事をしたら20年間もつから、その20年後に新庁舎を建てる場合
の80年間、いわゆる60年の減価耐用年数として80年間の計算。片や新築した
ら今から80年間のコストがどれだけかかるかという比較はしてあるんですよ。片
方は60年間の新築の経費、片方は80年間の新築における。どういうことかって
いうと、おおむね20年間に1回ぐらいは、大規模修理をしますと、こう書いてあ
るんです。ところが80年間もたすほうは2回しか、大方、大規模修理は計算され
ておりません。60年間のほうは2回されてるんですよ。だから、私から見れば

80年間もたすならば最低3回、20年後40年後、60年後、3回やらないと80年間もたないと思いますよね。そうすると、コストに大きな疑義が感じられるわけです。さらに、ここを耐震工事をするということになると、別庁舎が4億5,000万みてありますよね。代替駐車場1億5,000万みてありました。さらに、別館の第2と第3ですか、その建てかえがたしか8億5,000万ぐらいありました。

全く数字にですね、私は、何か意図的なものがあるんじゃないかと思うぐらいおかしいんですよ。市長そう感じませんでした。これで審議会にかけて、審議会の皆さんに説明して、50年間で11億ですか、何ぼかあれができますよと、節約できますよと。80年間ではいくら節約できますよと、こういう記述がされています。

ですから、私が今申し上げたのは、きのうも三好議員さんの一般質問であったと思うんですね。既存の建物を活用して工夫できませんかという話がありました。私は、代替庁舎もそういう知恵を出していただいた上での検討ならいいけど、それに4億5,000万かける、あるいは第2、第3の別館を、たしか8億5,000万だったと思うんですね。違いますかね。資料をちょっと見てませんからわかりませんが、それぐらいかける。そうすると市長、何十億という差があるものを比較しながら検討をしたと、こういう形になっております。

その辺で、なぜそんなことをして検討されたのか、その辺をひとつお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、庁舎の規模の件でございます。基本構想（案）にある本庁舎の規模については、他の自治体の例も参考にして、主には、総務省地方債同意基準に基づき算定をしたものになります。

算定に当たっては、現在分散している本庁舎周辺の施設を1つに集約した場合を前提にして、本庁舎と本庁舎以外の3つの別館、保健センター、商工労働課等に分散して勤務している臨時職員も含む職員数の合計に、基準面積を乗じた面積を基本として算出をしております。

総務省地方債同意基準は、現在では廃止をされておりますので、この基準に従わなければ合併推進債が使えないというものではございません。基本構想に盛り込む

規模や事業費の概算を算定するためのひとつの指標となるということで考えております。

具体的な規模や事業費については、今後、基本計画策定の中で、窓口や執務機能の配置、新耐震基準を満たしている第一別館や保健センターの活用及び職員数の削減計画等を踏まえて精査してまいりたいと考えております。

職員数は、財政計画では、普通会計職員を毎年2名削減をして、平成34年度には335人、平成39年には325人にするにしておりますが、類似団体の状況等も参考にして常に見直しを行い、適正な職員数となるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、新庁舎の規模は、施設完成時に予定している職員数に基づいて検討することになりますが、将来、先ほども竹岡議員おっしゃいました、人口減少による職員数の減等ですね、また職員数の削減を進めた場合、空きスペースができることも予測をされます。その場合は、既存施設に残した機能を移転をしたり、市民が活用できるスペースなど、他の用途に活用できるような間取りをあらかじめ検討することで、対応できるものではないかと考えております。

また、防災の件でございます。

次に、消防庁舎と本庁舎との防災機能の役割分担についてでございます。

防災機能の役割分担につきましては、答申書の附帯意見としてありますように、災害時の対応、災害後の復旧が滞りなく行えるよう検討することとの御意見を尊重しながら、これから策定を予定をしております新本庁舎整備基本計画に盛り込んでいきたいと考えております。

消防庁舎・消防防災センターにつきましては、平成33年度末までに、旧大嶺高等学校校舎跡地周辺に移転建設する計画としており、新庁舎建設予定地は市街地を望む高台に位置することになることから、新本庁舎、新消防庁舎、それぞれの基本計画の中で機能分担、役割分担を整理してまいりたいというふうに考えております。

また、先ほどおっしゃいましたライフサイクルコストについて、今の既存の施設を仮に20年を耐震工事で使って80年、60年間の新設で見てるんじゃないかということと、新設では80年—80年のコスト比較でしてあるんじゃないかというところでございます。また、御指摘のとおり、20年に1度の大規模な修繕計画を付けてですね、計算をしているということでございます。

一つは、20年間ここを使うということで、それに伴う費用も耐震工事並びに大規模補修に係るコストも入れなければいけないということで、20年と60年というところでございますが、竹岡議員が言われましたとおり、修繕する期間も含めてですね、このところもう一度精査をして、規模が適正なのかどうか、そして、それにかける金額が適正なのかどうかはですね、この基本構想、基本計画を策定していく上でですね、もう一度精査をしながら、実態に合った形にしていきたい。また、少しでも費用を抑えられるようですね、取り組み、どういうふうな方法なりをですね、研究しながら行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ありがとうございます。質問の、ちょっとずれが出てきてるんじゃないかなと思うんですね。

私が、今の大規模修理が80年間ならば、2回じゃなくって最低3回、本来ならば4回なんですけど——の必要性があるんじゃないですかと。にもかかわらず、なぜ2回と、数字をですね、低くした。

それから、別館が8億5,000万、それから、代替駐車場が1億5,000万、それから、もう一つなんかありましたね。仮庁舎4億5,000万。何の工夫もなくですね、そういうことを、数字を並べて、そして大きな違いはないですね、10数億の違いですよと、こういう答えを出されてやってるわけですね。

で、たしか私の記憶が間違ってたかなとですね、大体、投資の40%大規模修理に充てると。そうすると40億とすれば16億ぐらいは充てるという計算がされてるんじゃないかなと思うんですが、私がお尋ねしたのは、なぜ、そんな資料を基に審議会におかけになったんですかと言ってるのが1点。

それから、もう一つはですね、規模によって、その今の四十何億、片や耐震で工事した後は次は32億と、小さくなると、こう仮説なんでしょうが。そのときに今おっしゃった、私がお尋ねしたのは、職員数で計算をしたと。それが、いわゆる合併債を使うための同意基準がそれやから、それに合わせたとおっしゃるんですね。本当にいるんでしょうかね。消防署の面積と本庁の面積が違いますよね、ものすごく。で、そういうのを、やはりバランスを見られて組み立てられたんかなと私は思ったんですが、違うんですね。そのことについて、再度お尋ねをしたい。

それから、市長室を1階に置くという基本方針は変わりませんか。私が認識してるとおりでいいんですかというお尋ねをしました。

この3点について、もう一度御答弁を願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの、別館を増築した場合は8億5,500万、そこに、仮事務所設置費が4億5,000万、代替駐車場が1億5,000万かかりますよっていう、既存のこの施設を使って20年後に建てかえるときのコスト比較についてのことをおっしゃったんだろうというふうに思っております。

当然、この費用というのはですね、これから精査しながら見直しをかけていくべきものだというふうに思っておりますし、これから庁内で検討する上でですね、どこにメスを入れて削減をしていくか。そして、先ほど申しました、建てかえるにあたってのですね、最適な規模、そして最適な——これから場所等の検討も入るわけでございますけれども、場所、規模についてはですね、これからしっかりと精査しながら、この数字をですね、切り込んでいきたいというふうに思っております。

また、先ほどおっしゃいました、市長室を1階にという考えということでございますけれども、私が市長であるときの計画になろうかというふうに思いますので、それにつきましては、私の前回選挙で出させていただいたときの公約どおり、市長室を1階に持っていきたいということは、常々思っております。

また、そういった意味ではですね、こういった設計でいくのがいいのかっていうことも、これから検討していかなければいけないところだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） どうしてもかみ合わないですね。ありがとうございました。市長室は1階ちゅうのは、私の認識どおりだから、まあいいんですが。

私が申し上げたのは、審議会にかけるときにですね、数字は——私から言ったら恣意的ではないかって、失礼な言い方しちゃいけないけど、こんだけ大きな数字の違いを見せて、建てかえるほうが有利だという結論を出して、じゃあ建てかえるときには、今市長が言われたように、もっと数字を精査してと、それはないと思います

よ市長。いかんほうがええか、いくほうがええかっていう判断をさせるとき、条件を変えとって、いや、いくほうがいいですよと決めて、じゃあいくについて、じゃあそれから検討しましょう。これは言葉悪いけど、審議会を騙したことになるやしませんかという意味が入ってお尋ねしたんですよ。それ、もう1回聞きたいと思います。

それから、機能分担のことについてはいいと思います。まだ、先がありますので、とりあえずそれだけは念を押しとかなないと、どうしても、これが大きく——建てかえるという決断をした一つの大きな理由なわけでありますから。それは前回も言われたように、答申を踏まえて今から設計をしていき、こうやって……先ほど申し上げたように、留まるのか、いくのかって言ったら、いくという判断をされたと思うんですよ。

それで、その判断をさせるための手順がおかしくはないですかと、私は申し上げます。その辺をもう1回お聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

当然、今おっしゃったとおり、いくかいかないかの判断というところでは、前に進めていきたいという判断をしたところでございます。そういった意味で、この審議会に答申を求めた、諮問をさせていただいたというところでございます。その諮問するに当たっての数字が、ギャップが大きいんじゃないかという御質問だろうというふうに思います。

まず、この認識のいろいろな考え方の差はあろうかなというふうには思いますけれども、この建設——ここの今の本庁舎を耐震をかけて20年後に建てかえをする。で、そして80年後までのライフサイクルをするときに、まず建てかえをして大規模改修を2回、今の試算では行っているというところでございます。建てかえを20年後にして、50年後にもう一度……

○14番（竹岡昌治君） ちょっと——待って。

○市長（西岡 晃君） はい。

○14番（竹岡昌治君） ちょっと議長、違うんですよ。僕が尋ねてるのは。片方の——ちょっと済みません。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） いいですか。当然、耐震工事をやって20年間もたして、さらに60年間、耐用年数の新しい建物建てるから、80年のライフサイクルコスト比較をしてくださいと申し上げたんですね。

なら、新築のほうは建てて80年間、片や耐震工事をやって60年間で80年間と、こうなってるんですよ。

で、その耐震工事やったほうの60年間の内に大改修——大規模の改修を2回やりますよと、こう書いてるんですよ。なぜかって言ったら、おおむね25年——いや、20年ごとにやりかえるからと、こうやってるんですよ。

じゃあ、なぜ、80年間のほうが2回なんですかと、なぜ、そんな数字を書かれたんですかって言ってるわけですよ。片や60年間で2回ですよ。片や80年間で2回ですよ。そんな不合理な数字を組み立てて、それで、なぜ審議会にかけられたんですか、何か意図があるんですかと申し上げたんです。

○議長（荒山光広君） 質問の意図は。いいですか。はい、西岡市長。

○市長（西岡 晃君） ですので、先ほど来ちょっと話をさせていただくと、20年後に建てかえることで2回、80年でも2回というのは何ですかということ、不合理じゃないかということ、今おっしゃったんだろうというふうに思います。

60年間で2回というのは、一応建てかえて25年、30年して1回の補修をして、60年後に1回大規模補修をするというように、今書いておると思いますね。既存調査の耐震のところへ。で、建てかえの場合は、25年ぐらいで一度やって、50年を過ぎて60年目で、もう一度大規模改修をするという60年間のスパンを見ていただければ、一緒の大規模改修の回数だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） かみ合いませんね。仮にですよ、私が60歳までしか生きられなかった。で、おおむね20年ごとに、私が大手術をしないと命がもたない。それを60年間で2回やりますよって、こう言ってるんですよ。いいですか。じゃあ80年生きる方も2回しかしませんよって言ってるんですよ。わかりますかね、言ってることが。それで比較をしてるから、おかしいんじゃないですかと私言ってるんです。おおむね20年ごとなら3回でしょう。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたしますけれども、この、今お持ちだろうというふうに思いますが、基本構想（案）の15ページでございます。

これは、下の全面建てかえのほうを見ていただくとですね、建てかえをして、この大規模改修16億円というふうに書いてございます。これを何年というふうに書いてませんが、20年を過ぎた25年近くのところですね、で1回。で、60年のところで1回行って80年間もたせようというような計画でございます。

片や、上のほうの既存の庁舎については、建てかえが20年後でございますので、20年後から、また25年後に、この12億8,000万——そうですね12億8,000万の大規模改修をして、60年後にもう一度12億8,000万をして、これも次の80年間をもたせる新庁舎を建設するという意味で、20年ずれがあるということでございますので、同じスパン——感覚での大規模改修を行っているという意味合いだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 時間がありませんので、しかも、同じことは3回しか聞かれませんがやめたいと思います。

いずれにしてもですね、この表を見て、建てかえのほうは大規模改修は2回しかしませんよと、こういう考え方なんです。ですから、片や同じ手法でやるならば、これ50年のところで線を引かれております、1回。そうしますと50年のときには、大規模改修は建てかえのほうには入ってないんです、1回しか。いいですか。だから、私が申し上げてるのは、片や2回入れて、片方は50年で比較したときは1回しか入れない。80年で計算するときには2回しか入れない。そこに大きな問題があると申し上げてます。しかし、どうしてもわかっていただけないので、それはしょうがない。もうこれ以上質問ができませんので。

もう一つお願いを——質問をしたまんま抜けてるのがあります。

いわゆる合併をして、市民1人当たりの面積——箱物の面積が全国平均3倍あると、こう整理をされております。その活用、あるいはスクラップをどういう方法でやられるのかということをお尋ねをしたと思いますが、それには何ら触れていただけませんでした。

それからですね、時間的なものがありますので、次が中心市街地形成との整合性

についてということなんで、そこで少し時間がいると思いますが、これについてちょっと簡単にお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 石田市長公室長。

○市長公室長（石田淳司君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

昨年3月に、美祢市公共施設等総合管理計画基本方針を策定をいたしました。このことについては、竹岡議員も御存じだろうと思います。

その基本方針の中に、本市における1人当たりの公共施設の面積の記載がございます。まず、本市におきましては、1人当たりの公共施設の面積がですね、9.81平米ということでございます。一方、全国平均では3.2平方メートルということで、約3倍を有しているという状況であります。

さらには、本市は約400の公共施設を有しておりますが、このうちの約35%が、56年以前の旧耐震基準に基づく建物ということで、耐震性に不安があるという状況で、今後、この耐震性のないものをどうするのか、耐震性を有する工事にもっていくのか、一方、削減するのかということになるろうかと思えます。

で、先ほど申しました基本方針の中で記述しておりますが、平成32年度から5年間で第一次総合計画——第一次公共施設管理計画ということで位置づけておきまして、今年度と来年度に向けまして、第一次の総合計画——総合管理計画を策定する予定にしております。この中で、先ほど申しましたように、耐震性の有無等も含めましてですね、利用状況や維持管理コストも含めまして、面積をどのように減らしていくかということを検討することとしております。

いずれにしても、これから人口減少が進むことが予想されますので、公共施設をある程度を絞り込むといいますか、面積を減らし、さらには適正配置を進めるかということ、本市の財政状況にも大きく関わってくるということでございますので、市民の皆様にも御理解をいただきながら、公共施設の面積の削減、適正配置など基本目標——基本方針に基づく基本目標に沿って、事業を進めたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 模範回答はいただきたいんですが——いただいたんですが、ぜひですね、これは早急に工夫をして、先ほど申し上げたけど、いろんな既存の建

物をどう使うか、あるいはどう普通財産に落としながら処理していくか、そういうふうな知恵をですね、出していただきたいと思うんですね。ちょっと、これについては、また別なところで議論したいと思います。

次に、中心市街地形成との整合性ということで通告をいたしております。

先ほどお話があったように7,000平米以上の庁舎を建てられる。そして、分庁をそれぞれ、分庁舎を解体をしていって駐車場にしていく、消防署も近年なくなる。この計画期間の中に、市長のお考えは、当初は120億と書いてありましたが、100億以上のお金を使うと、こういう計画がなされております。それも財政計画を見せていただきましたら、そうした計画がございます。100億って一口に言ってもですね、人口がどんどん減っていく中での投資ですから、大変な財政負担は強いられるだろうなど、こういうふうに思います。

で、庁舎等と駐車場を建て人口は減り、上から写真を見られたらおわかりになると思いますが、そうすると、この中心市街地一体どうなるの、庁舎と駐車場の町になっちゃうのと。

そして、市長も商業のほうは詳しいと思います。商業支持人口が減ってきますと、いわゆる平米当たり、売り場面積の平米当たりの商業支持人口が1人を切っている状態は、もうずっと美祢市は続いています。ですから、大型チェーンが——店舗が出たり入ったりあるのも事実なんです、それがさらに今から加速化してくると思います。その場合に、現在のそれぞれの大型店舗がですね、支持人口が減ったとき、残ってまちを形成していただけるという担保があるかどうか。どのような、市長はグランドデザインをお考えになっているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

中心市街地の形成については、まず、総合計画の基本計画において、「市の均衡ある発展を図るため、拠点地域への都市機能の集積を図り、居住環境の向上と地域振興を図る」また、「集積に当たっては地域の特性、資源を生かし、商業、観光、保健、医療、福祉など目的を明確にしたゾーニングを行い、都市計画マスタープランに基づき、市民の意向を反映したまちづくりを進める」というふうにしております。

次に、これを受けて、平成30年1月に策定した都市計画マスタープランの中で、本庁舎周辺を都市機能の誘導を図る拠点と位置づける一方、本庁舎や消防庁舎等公共施設の老朽化や耐震性の問題から、市街地の再構築を推進するとしております。

そのためには、公共施設が先導的役割を果たし、未利用地の有効活用や施設の更新に合わせた機能の集約化等を推進し、活力と風格のある市街地環境の形成・誘導を図ることとしております。

このマスタープランに位置づけているように、市本庁舎を含む公共施設は拠点市街地形成を考える上で、先導的役割を持つ施設と考えておりますので、公共施設の整備、未利用地の有効活用を中心に、誘導施設や都市機能の配置等に市民の意向を反映したまちづくりの計画策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 文章だけ読んでいただくと、何かこう耳触りはいいんですよ、市長。しかし、どんなまちをつくろうとされてるかっていうのは、ちょっといまいち、どうしても理解しにくいんです。きのうも同僚議員がですね、コンパクトシティ構想ということで、ちょっと話が——市長との議論をお聞きしたんですが。私は、やはり美祿型のコンパクトシティ構想、どんどんどんどん考え方が変わってきて国交省も考え方が変わってきてますし、こうした美祿市がですね、やがて一人住まいの方が、いわゆるお年寄りだけじゃなくて、若年層も入れて、そうした方が全世帯の半分になろうかという時代がくると言われてます。未婚の方がいらっしゃるんで、そういう時代がくると、こういうときに。じゃ、どのようなまちをつくるのかっていうのは、市長の今の答弁ではですね、模範回答であって、さっぱり見えないんです。この辺についてのコンパクトシティ構想、あるいは、その中心市街地形成については、今後もう少し時間を詰めてやりたいと思います。

通告しております最後の質問でございますが、合併推進債の——時限立法ですから、もう時間がない。だから、もう何が何でもいくんだと、こういうお考えだろうと思うんですね。

で、先日も東京で全国市長会があつて、市長、お出かけなつたと思います。その時に、全国市長会の会長が防府の市長さんやつたんですね。で、新たに山口の市長さんが、副会長に就任されたというふうにお聞きしておりますが、そうした人脈を

生かして、合併推進債の期間といいますか、時限延長の働きかけを今までにされたかどうか、それだけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先週、6月6日にですね、全国市長会がございました。竹岡議員、今御案内のとおり、今期で松浦市長が全国市長会の会長から降りられて、中国地方としては、山口市の渡辺市長が全国市長会の副会長に就任されるというような人事もございました。その中で、私は財政部会というところの部会に入らせていただいております。

そこで、総務省の自治局長の方が来られて、この合併特例債、また合併推進債の件についての話が出ました。その中で、合併特例債については福島地震、また熊本の地震を含めて、5年間の再延長をするというお話と、また防災減災債というので、庁舎の建てかえの防災機能に関するところの交付税措置がされる分につきましては、これは予定どおりの期限で終了するというところでございます。

その中で、合併特例債のほうでございませけれども——合併特例債のほうでございませけど、もう少し延長してもらえないだろうかという市長さんがおられました。これ実は、2020年の東京オリンピック、パラリンピックによって、今資材が高騰していると。この高騰している間に建設や予定を立てると、財政的にも、また人為的にも難しくなるので、もう少し延長はできないかというお話がござい——の質問がございました。

また、合併推進債についてもですね、同様に、これとどうするという市長さんからのお話でございましたけれども、総務省のほうでは、この交付税措置がされる特例債については、これ以上の延長は今のところは考えていないということで、はっきり申されましたが、私も、推進債が今回5年延長されております。このもう5年延長することによって、今言う資材の高騰からのですね、建築費の増大、また人件費の増大からもですね、いろいろな意味では、財政的に有利じゃなかろうかということで、この選挙区出身の国会議員さんのほうにはですね、今回の特例債についても議員立法で延ばさせていただいておりますので、総務省としてはもう打ち切りをしたいというのは、行政のほうとしては当然の話なのかもわかりませけれども、ぜひ議員立法のほうでお願いできませんかというお話を、選挙区の国会議員の先生のほうにはお話をさせていただいております。

また、私ども、いろいろちょっと調べさせていただきましたけれども、合併特例債以降の——合併推進債が活用できる期間からの合併が約50自治体ぐらいあります。はっきりとした数字は、ちょっと前後するかもわかりませんが、約50自治体がございます。そのうちに新設合併、特例債を活用して庁舎なり、いろいろな事業を行うであろうと思われる新設合併、吸収合併じゃなくてですね、新設合併が18ほどあります。（「ちょっと市長、座ったままで、失礼します」と呼ぶ者あり）推進債が——での合併が50——。（「言い間違えなんじゃないですか。特例債ですよ」と呼ぶ者あり）いや、推進債です。推進債での合併が全国で約50、推進債活用できる期間での合併がですね、約50。そのうち、新設合併が18ほどございます。その中で、いろいろの自治体に聞き取りの調査を行いました。で、合併推進債を延長してほしいという自治体が、私どもが調査した、そのうちの7件、新設合併のうちの7件でございますけれども、1自治体が合併推進債の延長を希望していると。そのほかは合併推進債の期間内に、一応計画を進めているが、先ほど申した特例債と同様、延長をしてほしい旨は持っているというふうに思われます。

まあ、それは先ほど申しました東京オリンピック、パラリンピックによった資材の高騰や人件費の高騰、それが終わってから、建設事業がおさまった段階で建設をし始めるほうが有利じゃなかろうかというようなことだろうと私も思いますし、実際にそうだろうと思っております。

そういった意味では今申しましたように、地元選出の国会議員の先生ほかにですね、東京に上がるたびに、この件については要望をしていきたいと思っておりますし、他の自治体ともですね、連絡を取り合いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 予定の時間が迫りました。あと一、二分しかありません。

今、市長が話された合併推進債の適用自治体、18の市に対して、案内もあったわけですが、我々勉強会のグループもですね、議会事務局と一緒に調査しました。そして今おっしゃったように、例えば、福岡県の八女市の話の一つだけ申し上げておきます。人口が6万四千ぐらいで、財政力指数が0.39ということですから、人口は美祢市の3倍ぐらい、財政力指数は大体同じというぐらいなんです。

これらもですね、まだ今から基本計画をやって、まだ先行きがわかってないと、こういう状態なんです。まだ、いろいろ全部ありますけど、まだ実は私たちは、あした勉強会をやるのでですね、それを済ませたら、またどっかで質問をしたいと思えます。

時間がきました。最後になりますが、今、その推進債を延長してでも取り組もうという市町はですね、全国的には特例債と違って少ないですよ。少ないからこそ、5年間延長しても政府としては、そんなにこたえるような問題ではなかろうと私は思いますので、市長、今後も力強くですね、その辺は延長を取り図れるようにして、十分我々が検討できる時間——で、なぜ、そんなこと申し上げるかって言ったら、総合計画を一番先に申し上げましたが、総合計画——上位の計画によって、それから、それぞれの計画があるわけなんです。

で、突如、例えば去年の12月だったですかいね、給食センターを突如やりたいとかですね。そういうのを、やっぱアクションプランをきちんとして上でお示しをいただかないと、唐突に思いつきで、やあ庁舎建てかえるんだ、支所もやりかえる、100億使いますよって、そんな話をね、やられるんじゃないかって、やはり行政手続でと申し上げたんですが、きちっと計画を上位から組んでいって、その辺をきちっと整理をしながら取り組んでいただきたいことをお願いを申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） この際、11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時17分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○6番（岡山 隆君） 皆さんこんにちは。私はですね、市民の皆さんが常に必要とされている事案であることをですね、いつも心がけながら、一般質問をさせていただいております。公明党の岡山隆でございます。きょうもしっかりとおつき合いよろしく願いいたします。

さて、1問目の質問は、要介護者を在宅介護している家族に対する在宅介護手当支給制度の新設に関してであります。

これまで、本市においては少子高齢化、人口減少社会にあって、さまざまな取り組みを進めており、市議会においても、少子高齢社会対策調査特別委員会等を設けて、このあるべき姿について議論してきております。

本市における第7期介護保険事業計画、平成30年、この3月、一応もう皆さん、議員も皆いただいておりますね、こういった形で、第7期の介護保険事業計画、平成30年3月もう既にできているわけであります。

そういった中にですね、平成37年——2025年にはですね、高齢化が一層進行し、認知症、高齢者の増加、老老介護など課題等が顕在化し懸念が示されておるところであります。

現在、国が施設介護から在宅介護に力を入れているのは、介護施設、特別養護老人ホーム等に入所することのほうが、在宅介護よりも介護事業経費がかかり、介護保険料の上昇が考えられるからであります。

そうした状況の中、在宅で介護する家族に対して、市独自で在宅介護手当を支給している自治体があります。これ、静岡県の磐田市で、もう既に——もう8年ぐらい前から実施されているところがあるんですけど、在宅で介護する家族に対する慰労の意味を込めてですね、在宅日数が年間180日以上、要介護3から5の人を介護する家族または本人に対して、年間2万4,000円、月にすればこの2万円ですね——失礼、月2,000円の支給をしております。また、認知機能の低下が重度、認知症自立度3以上の高齢者を介護する家族または本人に対して2万円を加算し、合計4万給付しております。

現在、自宅で要介護者、要介護3から5の人を180日以上ですね、介護をする家族、人数はどの程度見込まれているのかどうか。

そこでですね、在宅で要介護者を介護しているこの家族に対して、要介護者1人につき月2,000円の介護手当支給について、どのようなお考えがあるか、まず、この点をお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、美祢市におきましても少子高齢化、人口減少問題は喫緊の

課題であり、このたび策定をいたしました、美祢市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画におきましても、団塊の世代が75歳となられる2025年を見据え、諸施策を展開することとしております。

議員御案内の、在宅で介護する家族に対する在宅介護手当事業の創設につきましては、国が進める施設介護から在宅介護への転換にも沿う事業であると認識をいたしているところでございます。

現在、美祢市における中重度の要介護認定を受けておられる方の人数につきましては、3月31日現在で、第1号被保険者1,944人に対して、要介護3から5までの方が757人となっており、このうち在宅でお暮らしになられておられる方は約180人であります。

議員の御提案によりますと、在宅で要介護者を介護している家族に対して月額2,000円、年間2万4,000円の介護手当を支給したらどうかということでございますので、この御提案を事業化するとすれば、年間約430万円の事業費となるところでございます。

一方、同様の事業につきまして、合併前の旧美祢市と旧美東町が家族介護慰労事業を実施し、新市発足以降も当該事業を継続的に実施をしておりましたが、平成23年度をもって事業廃止をしているところでございます。

当該事業は、国の補助対象となっていましたことから、国の要綱に従い事業を実施しておりましたが、対象者は要介護4または5の非課税世帯で、なおかつ1年以内に介護サービスを利用していない場合に、年間10万円をお支払いするという非常に要件が厳しい事業となっておりましたことから、事業利用者もなく、事業を廃止したという経緯がございます。

美祢市のように小さい自治体においては、事業を実施するに当たりまして、可能な限り財政的支援を受けられるように、補助要件を定めているという事情も御理解をいただければと思っております。

このたび御提案いただきました内容につきましては、財政的負担はもとより、入院時の取り扱い方法をどのように考えていくか、どのような形で確認するか等、制度設計を少し考えていく必要がございます。

が、在宅で要介護者の方を支えておられます御家族の方は、大変御苦労されているのではないかと推察をしており、市といたしましても、その御苦労に対して少し

でも寄り添い、支援できればと思っているところでもありますので、少しお時間をいただき、制度設計等をしてみたいというふうに考えております。

なお、せっかくの機会でありますので、市が実施しております在宅介護における家族支援策を御紹介をさせていただきます。

従来から、実施しております事業であります。家族介護用品支給事業として、要介護4、または5の認定を受けられている非課税世帯の家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給しておりますが、平成30年度から事業拡大をしております。

これまで、年間7万5,000円を支給上限としておりましたが、事業拡充により、年間8万4,000円を上限とするとともに、新たに支給対象者を要介護3と認定された方のうち、認知症高齢者の日常生活自立度が3以上の方を加え、この方には年間4万2,000円を上限として、介護用品を支給しているところであります。該当すると思われる方がいらっしゃいましたら、高齢福祉課まで問い合わせいただき、御利用いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。結構その辺については、紙おむつの件、ちょっと若干――別件ですけど、まだまだ知られない方もね、やっぱりおられるのではないかと考えてますし、その対象者を漏れなく対応していただければと思っております。

それですね、今在宅でこの要介護をしている家族は、180人程度ということを知りました。それですね、財源は430万円になるだろうということでありました。今後ですね、どうかその対象の方というのは、基本的には、もう年金生活者がほとんどでありますので、しっかりと制度設計しながら、要介護3から5の方、そして180日要介護、看ている、こういった家族にはですね、やっぱそこまで――なんて言いますかね、見据えて対応していくことが、非常に私は大事だと思っておりますし、今答弁もかなりそういう方向でしてるといことも知りました。

それで今後、介護慰労金を渡すに当たって――もし決まればですよ、決まればこれをですね、私は現金ではなく商品券等をやって、430万円でも商品券としてお渡しすれば、市内の経済効果ということにもつながっていくのではないかと、このように思っておりますので、できるだけ商品券で、この慰労を込めた思いやりのあ

ることにつながっていく、こういった対応を考えておくことも一理あると思いますけれども、この辺についてはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今、御提案いただきました在宅の支援制度につきましてはですね、これからまた設計——制度設計等も行っていきたいというふうに思っておりますし、また今御提案をいただきました商品券での支給ということもですね、ひとつのアイデアとして、承らせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） しっかりと今私も提案をしましたので、その辺も十分考慮しながら対応していただければ幸いであると思っております。

問題はですね、やっぱり財源をどのように捻出していくかということがいつも大きな問題になって、私もできるだけこの財源の捻出、何かできないかということで、極力そういった対応をするようにしております。

それで、そういった中でちょっと市全体のですね、市税の全体の収納状況、これ平成28年度を見てみますと、調定額現年度分が30億2,910万円あります。収納率が99.1、それで不納欠損総額は年間2,000万ありますね。それと国民健康保険税の収納状況が、28年度は現年度分調定額が5億8,799万、収納率は94.2%ということですね、こういったところのもの、滞納繰越分不納欠損も2,033万円、年間行われていますね。

それでですね、こういった国民健康保険、分母が非常に小さい中で、市税の6分の1以下。分母が小さい中、不納欠損がちょっと余りにも大きいんではないかという、今までも指摘はされてきておりますけれども、滞納繰越分の不納欠損処理を5年経てば処理できるということで、大きな額にならないような対応されてると思っておりますけれども、毎年そういった面においては2,000万円程度、処理している現状があります。

それでですね、いろいろ収納係もこの収納率を上げるために、分納とかさまざまな面で私は苦勞はされていて、大変なところがあると思っておりますけれども、これはやっぱり、市民の皆さんがちゃんと払ってる方に対しての、こういったところ

をしっかりと勘案してみると、しっかりとそういった面を力入れていかなくちやいけないと思っております。

そういった面で、今この不納欠損額、毎年2,000万円処理してる部分をですね、何とか1,500万程度まで処理しないようにして収納率を高めていって、また、不納欠損しないように対応していけば、収納率を上げていけば500万円分の今回の、私は、要介護者を介護するこの400万円程度も、財源はしっかりと捻出できると思っておりますのでどうか——もう答弁要りません。そういった対応も力を入れることが、私は重要じゃないかと思っています。済みません、ちょっと時間が……次の質問に移りたいと思います。

在宅で介護する若年介護者の再就職支援、ミッシングワーカーの対応についてであります。

約10日前に、NHKスペシャルの番組において、日本の正規労働者は1,700万人、非正規労働者の795万、失業者は72万、ミッシングワーカーは103万人。

ミッシングワーカーは、なかなか聞きなれない言葉なんですけれども、ミッシングワーカーは、両親等の家族介護等で、若年層の40歳から60歳までの働き盛りの方が、親を介護するため仕事を辞めて介護を続けて親を看取った後、身も心も疲れ果てて就職ができない状態に置かれている人と紹介がありました。

親の介護を長年してきた方は、再就職する精神状態になっていませんし、親を看取った後に自らハローワークに出向いて就職活動する人もいますが、実質的には再就職できない人が多くいるわけであります。

そのまま放置していくと、生活保護のお世話になってしまいます。行政としても、そういった方に寄り添い、再就職支援をしていくことが必要と考えますが、この点についてはどのような御所見でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） それでは、岡山議員の御質問にお答えいたします。

ミッシングワーカーに関する問題につきましては、近年、新たな問題として取り上げられてきている行政課題のひとつであると認識をしているところであり、失業後、さまざまな事情で就職活動をされていない40代から50代の方を指しております。

背景には、非正規労働の急増があると言われており、転職を繰り返すうちに、低賃金など条件のよくない仕事しかなくなり、転職に失敗すると八方塞がりの状態になることや、御自身の健康状態により職につけなくなること、また親の介護のために一旦職を退いたことをきっかけに社会に戻るきっかけを失ってしまい、親の年金のみで生活を送っている人も多いと言われております。

このような状態の方に行政としてどのように寄り添い、支援していくのかということについてお答えしたいと思います。

再就職に結びつけていくために、まず第一段階として、このような方がどこにいらっしゃるのかを把握することから始めていく必要があると考えております。支援策をわかりやすくするため、親御さんと子どもさんという表現を用いさせていただきますが、例えば親御さんが介護サービス等の公的サービスを受けておられる場合には、介護支援専門員等のサービスを調整される方がいらっしゃるため、子どもさんがどのような状態の方か、ある程度は御存じとは思いますが、担当する介護支援専門員等から地域包括支援センターへ御連絡をいただくことで、地域包括支援センターが健康増進課や地域福祉課と連携することにより対応することは可能であると想定をしております。

一方、問題がより深刻化している状況は、公的サービスの利用がない場合の対応であると考えております。外部との交流がないことから、家族からの相談等による情報発信がない限り、親御さんがどの程度の介護が必要であるのか、子どもさんがどのような状態なのかなどの生活実態を把握することもできなくなります。このような状態は子どもの閉じこもりの高齢化による8050問題と類似しており、生活困窮や孤立死等、問題が多岐にわたっています。

行政として、このような制度の谷間にある問題や、個々人が抱えておられる見えない複雑化した問題に対し、どのように対応していくのか、これからの大きな問題であると認識をしております。どのような問題も小さな段階で、また、複雑化する前に早期に対応することが非常に重要であることから、悩みを抱えておられる方が早期に相談できる体制づくりを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 御答弁ありがとうございます。

しっかりとしたいいい模範回答であります。先ほども模範回答ということがありましたが、問題はですね、私はそういう方向では基本的にはいいと思っておりますけれど、そこに、やっぱり血の通った対応というものがですね、往々にして行政的な、いろんな言われている机上での対応であっては、私は絶対にこういった問題というのは解決できないと、このように思っております。

それですね、最低限、今回のミッシングワーカーの対象の方というのは、失業者と同程度の方は、必ず私はおると見ておりますし、今後、ミッシングワーカーの方の再就職、アドバイスをどの部署が具体的に担当するのか、今もちょっとお話しされていましたがですね、なかなかそこで生き目がいくんかな。なかなか本当にですね、親身になって行政も忙しいし、十二分に対応できないことも多々私はあると思っておりますし、往々にしてそういった方というのは保護——保護——扶養の対象でないから、保護係でもないし、また、65歳未満だから高齢福祉が対応するわけでもない。就職の支援というのだから地域包括支援、そこで行うのもおかしな話、なら一体どこが一体ね、対応するんかと。まさに空白のエリアですよ。

だから、このところをどうやるんかって、今市の行政でですね、その辺の対応ができなければ、ならもう、そういった方を見放してしまったならば、夢と希望と誇りをもって暮らせるこの美祢市から、私は遠ざかってしまうのではないかと、このように危惧しております。

そういったことで、いずれ放置していたら保護係のお世話にならなくなってしまふ、そういったことに至らないようにですね、私はしっかりと、この地域の民生委員の方も当然ですけど、市もしっかりと今地域包括支援センター等、そののこのところいろいろタイアップすることも大事ですけども、この辺については社会福祉協議会、いろいろ福祉におけるさまざまな対応もされてますし、今後、そういった方は社会福祉協議会で、そういった方の就職支援活動をしていくような委託事業を行って、必ず実績を出していくような、こういった対応も私は必要ではないかと思っておりますけれども、この点についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

今の家のほうに閉じこもっている方が、まずどういうふうな——どの程度いらっしやるかという調査なんですけど、この前岡山議員の地元であります伊佐地区の地

区社協にお伺いしました。その際に、福祉委員と民生委員さんの役割分担という形の研修をされておられました。

要はですね、地域の方、特に福祉委員さんを中心とした、その下に支える方も何人かつくっていただいて、そして隣近所ですね、どういう方がどういうふうな生活をしておられるか、そういったものを常に把握しておる状態にしておいていただいて、そして、そこに生活の問題点等が発生すればですね、その問題点を今度は福祉委員さんから民生委員さん、あるいは区長さんを通じて市のほうに御連絡いただければ、いろんな手当ではできると思っております。

その中で、特に引き込まれておられる方の中には、やはり精神的に病んでおられる方とか、そういった方が多数おられると思います。そうした場合は、市といたしましても、そういったことがうつ病、さらには自殺等につながっていく可能性もありますので、市ではゲートキーパーとか、そういった形の保健師が研修を受けたりしております。

だから、そういった精神的に病んでおられる方がいらっしゃれば、保健師等の派遣とか、そういった形で支援していく。また、仕事を探しておられる方で、どうしても自分からハローワークに行くことが困難で、なかなか一歩が踏み出されない、そういった方に関しましては、生活困窮者支援事業という形で、社協のほうに委託をしております。

で、社協のほうにですね、そういった支援員を配置しておられますので、実際にその方と面接をしていただいて、一歩踏み出すために、例えばどんな仕事に向いておるのか、その仕事に向いておるかを調査するために、一緒に事業所に同伴して行って仕事内容を確認するとか、あるいは同伴でハローワークに行くとか、そういった支援を行っております。

だから要は、とにかくそういった人を見つけ——というか情報が入れば、いろんな手だてを、今実行する手段を持っておりますので、そういったことを、いろいろ活用しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

問題はですね、今非常に地区社協と民生委員の方、そういった方をしっかりとバ

ックアップしていく、いろいろ連携しながらやっていくということも聞きました。

そういったことは非常に大事なことでありまして、問題は社協のほうにも、今そういった方の生活困窮者のそういった支援、就職活動、なかなかそれが就職に、現実に至らないところが結構多い状態ではないかこのように思っていますし、そういったところに、ある程度はそれによって成功するし、なかなか全体的には進まないところもありますので、そここのところをどうやっていくか、非常に苦勞されてると思っておりますけれども、やはり地区の社協、民生委員、しっかりとその辺をもう少しですね、私は連携強化をしていくことが、またそういった方の掌握をしてどこまでなったか、そういったものをですね、また、しっかりと後押しするようなバックアップ体制というのを、もっと強化をしていただいて、今以上に一歩も二歩も前進していくような、こういった対応をまずお願いしていきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、ちょうど30分になりました。2問目の質問に移りたいと思います。

有害鳥獣の殺処分のある方と鳥獣肉利活用の体制づくりに関してであります。

皆さんも御存じのように、有害鳥獣による農産物被害や、はぐれザルによる人への噛みつき被害は、年々増加傾向にあります。農林課においても、有害鳥獣の個体数が増加しないように狩猟等で調整していますが、現状は増加傾向にあると伺っております。有害鳥獣のイノシシ、シカ、サルの3種類のみで農作物を食い荒らす被害は9割を占めており、狩猟や駆除の対象として殺処分されます。

4年前に改正された鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、このふえ過ぎた鳥獣を適正規模まで個体数を減少させること、生息地を適正な範囲まで縮小させることが定められております。

問題は、殺処分した後、イノシシ、シカについては現場で処理して、一部持ち帰って食用としていると伺っていますし、野犬の猟犬の餌にもしていると伺っております。

しかし、そのほとんどの捕獲個体は、現場の山中に穴を掘って埋めているのが現状であるとも伺っています。有害鳥獣を捕獲し、殺処分した後処理としてどうなのか、考えさせられるものがあります。今後、同様な対応で推し進められるのでしょうか。

有害鳥獣を捕獲して、殺処分するあり方についてお伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、有害鳥獣の捕獲殺処分のあり方についてであります。

本市では近年、約1,900頭前後のイノシシ、シカが捕獲され、捕獲された有害鳥獣の処理につきましては、環境省制定の動物の殺処分方法に関する指針に基づき、適切に処理されているものと認識をしております。

また、捕獲物については放置することなく、大半は埋設処理され、一部が狩猟者において自家消費されておる状況となっております。

議員御指摘の埋設処理につきましては、狩猟者の多くが高齢者であることを踏まえると、現状では運搬に係る労務が重労働であるため、埋設処理はやむを得ないものと認識をしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

私は、こうした問題については、埋設することが決して悪いとは言ってるわけじゃないんです。それは、今言われたようにやむを得ないかなと、このように思っておりますけれども、せめてですね、今後、捕獲した鳥獣に関しましては、ジビエとして、食品にしっかりとシフトしていくことが、せめてものですね、私は償いと思っておりますので、そういった対応に、私は仕向けていくことが重要ではないかと、このように思っております。だから、再質問じゃありません。ということで、次の質問に移りたいと思います。

次は、今後の有害鳥獣肉の利活用と衛生管理対策についてであります。

平成23年度におけるニホンジカの生息数は260万頭、捕獲数は27万頭、現状の捕獲率を維持していけば平成37年、今30年ですから7年後には、260万頭が倍の500万頭に倍増するということであります。イノシシの推定生息数は88万、捕獲は39万頭で、これも同じような状況になってくるわけであります。

それで、そうした現状を踏まえて、参議院環境委員会附帯決議において、そういった状況を鑑み、捕獲された鳥獣を可能な限り食肉として活用するため、国において、最新の知見に基づくガイドラインを作成しました。

また、厚生労働省はイノシシやシカなど、有害鳥獣の肉を安全に食べるための衛

生管理指針を取りまとめております。そういったところで、山口県もそれに——平成27年3月に山口県野生鳥獣肉の衛生管理ガイドラインとかいうのも、もうちゃんと県ではできてるわけですね。

それで、今言った指針では、野生鳥獣肉の衛生管理の徹底に向け狩猟時の取り扱い、運搬時の取り扱い、食肉処理における取り扱い等5項目にわたり、狩猟から加工、流通、消費に至る関係者が遵守すべき事項を規定しております。

そこで、厚生労働省では指針の内容を踏まえた上で、ジビエの活用が盛んな自治体では、狩猟者や食肉処理施設の認定とか登録制度の導入、ジビエを提供する飲食店のリスト化などを実施して、一層の安全対策に努めることが望ましいとしておるところです。国が統一的な衛生管理の方法を示したことで、農産物や生態系を荒らす有害鳥獣を地域の有効資源として、ジビエに活用する自治体の取り組みが進むと期待されております。

山口県の県議会においては、有害鳥獣肉の衛生管理対策について、取り組みを強化するよう県議会で求めているわけであります。そこで、本市における野生鳥獣肉の利活用と衛生管理対策について、どのように取り組みを——監視されているのかどうか、この点についてまずお伺いたします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 有害鳥獣肉の利活用と衛生管理対策についてであります。

本市における有害鳥獣肉の利活用につきましては、先ほど述べましたが、大半が埋設処理され、一部が狩猟者において自家消費されておるという状況です。

しかしながら、食肉加工処理し、ジビエとして活用できれば、美祢市の特産品となりうることから、可能性は十分あると考えられるとともに、有害鳥獣の捕獲者にとっても対価を得られるため、狩猟意欲の向上につながり、有害鳥獣被害の軽減や地域住民の有害鳥獣への関心が高まるなど、多くの利点が考えられると——考えられます。

そのためには、今、全国で17カ所でのジビエ利用モデル地区の事例や、県内処理加工施設の状況などの情報を収集し、美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会や、また、猟友会等で有害鳥獣肉の利活用について、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、衛生管理対策につきましては、有害鳥獣の個体数の増加に伴い、農林水産省では、平成19年に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律を定め、被害防止の一環として捕獲を推進しております。

捕獲した個体については、適切に処理し有効活用として利用を図ることとされており、議員もおっしゃいましたが、有害鳥獣の食肉等の利活用のマニュアルが作成をされております。

それからまた、平成26年11月に厚生労働省により、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針を受けて、山口県においても、平成27年3月に山口県野生鳥獣肉の衛生管理ガイドラインが作成されており、狩猟時の取り扱い、また運搬時の取り扱い、食肉処理の取り扱い、加工調理及び販売時の取り扱い、また消費時の取り扱いが定められております。

本市といたしましても、狩猟者に対して、このガイドラインの周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 山口県における、この美祢市においても、私は下関に続いて美祢市も、非常にこの西エリア地域にあつては有害鳥獣も多いし、そして捕獲数も多い。東のほうはそうでもない。だから今後、非常に有害鳥獣のこれを食肉用にしていける事業ちゅうのが、今後、私は益々大きく成長し展開していくのではないかと、このように思っております。

そのためにも、今までそういった捕獲をしてから、それを初期処理、そして中間、そして末端、そして製品にして六次産業化。さまざまな面で、そういったものが衛生管理上非常にきちつとしてないということで、あやふやじゃった。それがもう国レベルから最近変わってきてまして、国ができて、そして県のほうの野生鳥獣肉の衛生管理ガイドラインもきちつとできましたし、非常にこのジビエというものが、捕獲してから製品化するまでの衛生管理体制というのが非常によくでき、体制がもう整ったと。あとはですね、どう今後、対応していくかということでもあります。

そのため、今、県議会においても、それらを初期に——ジビエ界における、待望である、働く車である移動式解体処理車導入に向けて、今県議会も動き出しております。

長野県では、既に一台1,500万程度する車でありますけれども、それが、もう山の——道があれば行って、そして捕獲して、10分、20分、30分以内でそれを捕えて、すぐ移動式解体車で解体して、个体解体室もありますし、そういったところのもの、山中に血液をそのまま捨てることなく、ちゃんとタンクで回収すると。非常にそういった車というものが、今非常にジビエ化を推進、製品化する上においては非常に重要である。今、しっかりと県議会が動いておりますので、私は今後とも一番、下関、美祢市、長門。こういった美祢市がですね、こういった移動式解体処理車を導入するように、県のほうにこういった車の導入をどんどんすべきではないかと、こういったことをまずは市のほうはですね、行政が、県の行政のほうにどんどん訴えていくこと、そういった相乗効果で、こういった車の導入もできてくる可能性が非常に強くなりますので、そういう事を何もしないで、座して瞑想にふけておるばかりでは何も進みませんので、こういった対応については、しっかりと県に訴えかけていただきたいと思っておりますけれども、この点についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の再質問にお答えをしたいというふうに思いますが、昨年の知事要望、また、自民党の政調会にもおいてもですね——県の自民党の政調会においても、私のほうからこのジビエに関する事をお願いをさせていただいております。

先ほど申されました移動式の解体車ジビエカーの導入についても、お願いを現在しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） はい、ありがとうございます。

いずれにしても、今ジビエカー導入については、公明党の県議5名が今力を入れてですね、これを山口県で3台導入していくべきじゃないかと、こういった一般質問もされてますし、それを併せて私は美祢市議会としてもそういった導入を、この地域からも、しっかりと訴えていくことが重要であるということで、今回質問をさせていただいたところでございます。

そして、最後の質問に移りたいと思います。有害鳥獣捕獲から鳥獣肉利活用の体

制づくりへ、ジビエ支援協議会の設置についてであります。

有害鳥獣を捕獲して殺処分するあり方、野生鳥獣肉の利活用と衛生管理対策について質問してきたところでございます。自主的に有害鳥獣捕獲から有害鳥獣肉の衛生管理HACCP導入補完制度、六次産業化推進、販売等、この鳥獣肉利活用の体制づくりを整える必要がありますけれども、なかなか統一的なものできてないということで、なかなか難しいところでもあります。

そこで、さっきもお話ししましたけど、山口県における美祢市は、下関に次いで鳥獣の捕獲数が多い。農産物被害を削減するためにも、有害鳥獣の捕獲頭数を管理する必要があります。そのためにも、ジビエ支援協議会を、捕獲する猟友会とか、また、六次産業化するさまざまな機関・グループがあると思っておりますので、そういったところの方が一堂に集まって、このジビエ支援協議会を設置することで、有害鳥獣捕獲からジビエ——鳥獣肉の六次産業化、美祢市の特徴を生かした支援策が必要であるところでもあります。有害鳥獣捕獲から鳥獣肉利活用の体制づくり構築への、ジビエ支援協議会の設置についてどのようなお考えであるか、この点について最後にお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 有害鳥獣捕獲・利活用体制づくり、ジビエ支援協議会の設置についてであります。

議員御指摘のとおり本市において、有害鳥獣肉を新たな地域資源として活用できる体制が整えられれば六次産業化につながり、美祢市の特産品となりうることから、今後は捕獲者である猟友会等へ他の地区での事例や、先ほどからお話が上がっております移動式解体処理車などの情報を収集し提供をすることで、ジビエの普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、ジビエ支援協議会の設置につきましても、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

しっかりとジビエ推進協議会、これ私は非常に重要と思っておりますし、今後、もし協議会を設置するのであればですね、どういった方を対象に選出していくこと

が必要であるか、もし、何かそういったお考え等があれば御答弁していただきたい
と思います。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 岡山議員の再質問にお答えをいたします。

本市におきましては、有害鳥獣——美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会を各種団
体で——団体及び猟友会等で現在協議会を立ち上げて、その中で、有害鳥獣による
さまざまな問題を今検討しておるところです。

この協議会が適当だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

いずれにしても、まだ決まっていないところを答えていけというのは難しい話で
あって、今のそういったジビエ関係の有害鳥獣、そういったところの被害防止、そ
ういったところの協議会等ですね。そういった方のメンバーとか、今後、それをジ
ビエを製品化とかしますので、そういった職員関係者の方、さまざまな方が必要に
なってくるのではないかと、このように思っておりますので、今後しっかりとそう
いったジビエにおけるこの協議会をですね、今後、適切な有識者と専門家を踏まえ
て立ち上げていただければいいかな。考えていくのは、行政のほうがしっかりと進
めていただければ私は結構であると、このように思っているところであります。

あと7分ありますけれども、一応、以上大体質問が出尽くしましたので、再質問
も全て出ましたので、以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（荒山光広君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

○副議長（安富法明君） 休憩前に続き会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、これより副議長の私が議長の職務を
務めさせていただきます。御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

一般質問を続行いたします。末永義美議員。

○1番（末永義美君） 無党派の末永義美です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

通告に従い、大項目の地域共生社会の実現について、そして墓地行政について、順次質問してまいりますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

早速ながら、美祢市は今、地域包括ケアシステムの構築に必要な医療と介護連携に取り組んでいると思われませんが、福祉のあり方はさらに見直され、新しい動きが進んでいます。

国が新たに福祉改革の理念として挙げているのは、地域包括ケアシステムの構築の先にある地域共生社会の実現です。今の福祉の仕組みは、高齢者は介護サービス、障害者は障害福祉サービス、そして、子ども子育て世代は、子ども子育て支援というふうに対象ごとに相談口やサービスが分かれているのが現実です。

ところが最近、介護と育児の問題を同時に抱えている人や、80代の親と50代の子が同居する生活、困窮世帯など複合的な課題を抱えている家族はふえてきています。

市民の、そして皆様の人生というのは、ゆりかごから墓場までという例えがありますように、生まれてから自分の生涯を全うして永眠していくまで、長きにわたりさまざまな課題が顕著にあらわれてくることがあります。

その中で、いろいろなことがある中でも、身体が弱って掃除や炊事といった家事が難しくなるなど、公的福祉の支援対象ではありませんが生活に困っているという人もふえています。以前なら、近隣の住人同士が助け合うこともありましたが、今ではそれが難しくなり、誰にも相談できないまま地域から孤立して、問題を深刻に——深刻化させるケースも少なくありません。

そうした中で、公的な福祉サービスだけに頼るのではなく、地域の暮らし——暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようとするものが、この地域共生社会の実現と私は認識しております。

そこでまず、今申し上げた美祢市民の暮らしや地域の実情、そして、まちづくりや地域福祉計画などのさまざまな視点から、この新しい「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をどう見据えているか、具体的なお考えをまずはよろしくお願い申し上げます。お伺いします。

○副議長（安富法明君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 末永議員の御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、地域共生社会とは、制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言います。

地域共生社会の実現が求められる背景には、かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより暮らしが支えられておりましたが、近年、個人主義や核家族化、共働き世帯の増加、少子高齢化、近隣とのつながりの希薄化などの地域社会を取り巻く環境の変化により、住民が抱える福祉ニーズが多様化、複雑化していることにあります。

これら諸問題を解決していくためには、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めていく必要があります。

具体的には、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携、協働による地域づくりや、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、さまざまな取り組みを行う地域住民や福祉関係者によるネットワークによる地域づくり、また、「一人の課題」から地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返すことにより、気づきや学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくりなどを意識することで、それぞれの方向性が互いに影響し合うことにより、地域生活課題を主体的に捉える意識を相乗的に高め、醸成することが必要であると言われております。

そのため、市といたしましても、生活支援体制の整備事業として、平成28年度から美祢市社会福祉協議会の協力のもと、市全体の統括者と生活圏域ごとに、計3名の生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体が参画している協議体「美祢市地域支え愛会議」との協働により、地域の課題や社会資源を把握し、生活支援サービスを開発・創出しているところであります。

併せて、それぞれの地域包括支援センターの主導により、医療、福祉に携わる多職種や地域住民が一体となり、個別課題や地域課題を解決するための地域ケア会議を実施をしているところであります。

また、子育て支援の面につきましては、子育て世帯包括支援センターを、平成31年度設置することとしており、今後は障害分野におきましても、障害者の生活

を地域全体で支えるサービス体制の構築を図っていく必要があります。

このように現状では、高齢者、障害者、子育て等分野別に求められている体制整備を進めておりますが、今後は、全世代を包括的に支援していく仕組みも必要となってくることも想定されますことから、地域共生社会の実現に向けた取り組みを実施していく必要があると認識をしております。

いずれの分野におきましても、これからの地域を支えていくためには、住民相互による公助、共助を中心とした仕組みが非常に重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 大変、内容を聞いてみて具体的な内容があり、これが実際に地域の中で、各家庭の中で、その施策が体感、実感できるような政策として遂行することを希望しています。

次にですね、その地域共生社会を実現していくための大きな柱でもある、地域包括ケアシステムの推進をどう捉えているかについて質問してまいります。

今、市内では2カ所の地域包括支援センターが設置され、病床数や人手不足が懸念されている中、施設型の介護を、医療から在宅型の介護医療、そして生活支援へとその転換に取り組んでいると思われまます。

私は他の県の地域包括ケアシステムを視察する中で、三つの課題があると思われました。一つは、県内、市内での地域格差の是正です。地域包括ケアシステムは御当地主義、すなわち各地域の実情に応じたものとなり、結果として、きちんと、またはしっかり構築できない地域が出てくる、そういった懸念がございます。

もう一つは、住民の主体的参加についてです。今後は、地域の住民への普及・啓発と情報共有、あるいはボランティアの確保が重要であり、みんなで作る支援体制の整備を行う、共に働いてもらえる。先ほど市長の答弁の中にもありましたが、生活支援コーディネーター、この方々の役割と力量で左右される場合もございます。

そして三つ目として、介護現場と医療現場の包括的連携のシステム。これを何としてもよりよいものに実現したい。この医療と介護の連携、これが一つの大きなキーポイントであり、これのできによって、この地域包括ケアシステムの構築、すなわち市民の皆様が安心して、いつまでも暮らせる社会づくり、地域づくりがここ

でとれると思っています。

私は以上のようなことから、本市でも他人ごとではないと認識しています。そこで、地域包括ケアシステムの進捗状況等、当面の目標、新たな課題など、どう捉えているのかということをお聞きするとともに、私は、この地域包括ケアシステムは一つの大きな重点事業、美祢市の未来を左右するような大きな施策だと思っています。

この市の重点事業であるべき地域包括ケアシステム、これを新たに、地域共生社会へ実現していくことにつなげていくためにも、例えば民生委員や自治会役員、地区の世話人といった方々も、地域包括ケアシステムの重要なメンバーであり資源です。高齢者の就労や活躍の場をつくること、バスなど交通、公共交通機関の再編成、あるいは歩いて暮らせるまちづくりなども、地域包括ケアシステムの土台であり、その大きな構成要素だと思っています。

また本市では、まだ医療と介護の連携は立ち遅れているように私は見てとっています。例えばですが、広島県の尾道市では、公立病院を拠点とした手法も有効であると考えています。美祢市には二つの市立病院があります。このような地域の特性を生かしつつ、特色のある地域包括ケアシステムをつくり上げていくことが重要ではないかと考えております。どうすれば高度成長期につくられたまちを、超少子高齢化社会に合わせたまちにつくり変えることができるのかが求められ、美祢市の力が問われてくると思っています。

このような地域包括ケアシステムの構築は、まちづくりそのものであるという考え方をどう捉えるか、先ほどのケアシステムの進捗状況とともに御答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

○副議長（安富法明君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 末永議員の御質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムに関する御質問は、これまでも、末永議員を初め、多くの議員から御質問をいただいている、非常に大きな行政課題であると認識をしているところでございます。

とりわけ、さきの3月議会において、末永議員から地域包括ケアシステム推進に向けた課題について御質問をいただき、現状の課題につきましてお答えをさせていただいたところでございます。

繰り返しにはなりますが、地域包括ケアシステムとは、高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者に適切な住宅が提供されることを前提とし、医療や介護、予防、生活支援サービスが連携し合って、地域社会全体で支えていくという考え方であります。

この地域包括ケアシステムの構築に向けて、国からは「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの充実・強化」及び「介護予防・日常生活支援総合事業の実施」の5つを求められており、美祢市においてもこれらの事業について、順次、実施をしているところであります。

地域包括ケアシステム推進は、先ほどの地域共生社会の実現と同様に、いわゆる福祉のまちづくりであり、住民相互による公助、共助を中心とした仕組みが非常に重要であります。

今後、人口減少や少子高齢化がさらに加速することが予測される中、医療福祉分野に携わる専門的な人材も減少することが危惧されておりますことから、今年度、福祉人材の確保対策事業も拡充、強化を図っているところであります。

また、福祉人材不足の影響から、専門職の関与が必要な方には、重点的に専門職による対応を行っていく必要がありますが、日常的な生活支援、いわゆる専門職の関与までを必要としない分野につきましては、地域住民による公助、共助の仕組みをつくり上げていく必要があります。

認知症施策を例に挙げますと、認知症初期集中支援事業では初期相談等を含め、専門医や専門職での対応を行っているところではありますが、日常の地域での生活の中における見守り体制には、地域の方の御協力が欠かせないものと考えております。

また、認知症の方やその家族、関係者の方々が気軽に集える場所として、市内各地で認知症カフェを開催していただいておりますが、この運営につきましても、地域のボランティアの方々の御理解と御協力があつてこそ成り立っているものであります。

また、市内には他にもさまざまなボランティアの方や団体があり、福祉施策に多大なる御尽力をいただいているところであります。

市といたしましては、ボランティア活動に対し、後方支援をさせていただいてお

りますが、これらボランティア活動がさらに発展し、地域住民による公助、共助につながるように取り組んでまいる必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（安富法明君） 一部ですね、今公助と言われたの訂正されますか。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 済みません。公助じゃなくて互助でございます。済みません。失礼いたしました。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） どんな困難があっても、ぜひ、この今の美祢市の30年度、もしくは31年、32年度と引き続き、この地域包括ケアシステムの構築、これを——すなわちこれはまちづくりである、美祢市づくりであると、こういう信念、思いのもとで、この実現、完成を、市民が生活の中で実感できるような形成の形を希望しております。

今、美祢市の人口は、6月1日現在で約2万4,800人であり、3年前より約2,000人減少し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には1,800人を大きく割り込み——あっ、1万8,000人をですね、大きく割り込むと予測されています。また、2040年には、山口県の人口が100万人を切ると。その時には、美祢市の人口は1万3,000人を割ると予測されています。その一方で、高齢者人口の割合は38%から40%を大きく上回る勢いです。

また、出産適齢期とされる20歳から39歳の女性は、2040年には、今現在の半数以下に落ち込むとされています。

どんなことがあっても、人、市民があつての美祢市であり、行政であり、議会であると思っています。どうか現場に赴き、いろいろな生活環境の中で一所懸命に生活されている方々、こういう福祉政策や行政サービスのニュースを、情報を知り得ない、なかなか情報に手が届かないような方もたくさんおられますので、どうか1人でも多くの職員の方々が、できれば地域に足を向けて、皆さんの目線で地域を見てもらう。今、西岡市長が行われているような移動市長室、これに負けないような機動力のある市役所、市職員、議会議員でありたいと思っています。

では、続きまして、共楽荘のあるべき姿についてを質問してまいります。

かつて、昭和30年代に、生活保護法による養老院として、美祢市が創設した美

祢市共楽荘。その後、老人福祉法の制定により養護老人ホームとして生まれ変わり、幾多の困難を乗り越えて、これまで運営されてきておりますが、美祢市共楽荘のあるべき姿と求められる役割をどう考えていらっしゃるのか。

そして、それとともに、この美祢市共楽荘への入所や、その運営には老人福祉法による縛りがあることを理解しています。

しかし、私は地域包括ケアシステムの中で、美祢市共楽荘がその機能を生かし、一定の役割を果たす存在として位置づけられることが必要だと考えています。そして、地域包括ケアシステムの一翼を担うために、ソーシャルワークを生かした専門的支援機能の強化を通し、入所者はもとより、地域での——地域で暮らす高齢者なども対象として、社会生活上の課題解決を支援し、地域福祉の先導者としての役割を期待してやみません。

このような一つの公的福祉改革の意識をどう捉えているか、先ほどの共楽荘のあるべき姿とともに、御答弁のほうよろしくお願い申し上げます。

○副議長（安富法明君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） それでは、ただいまの末永議員の御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、美祢市共楽荘につきましては、昭和34年7月1日に生活保護法による養老院として、開設当初は38名定員にて、大嶺町東分において事業を開始した施設であります。

その後、昭和35年4月1日からは定員を50名とし、昭和38年8月の老人福祉法制定に伴い、老法に基づく養護老人ホームに変更を行い、昭和52年6月には現在の大嶺町西分に移転し、さらには、居室の個室化を図るための改修工事を平成12年3月に完成させ、現在に至っております。

養護老人ホームは、老人福祉法に定められているように、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を措置により入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設であります。

美祢市共楽荘における、ここ数年の入所者の状況につきましては、平成25年度末の36人から徐々に減少し、ことし6月1日現在では26人となっておりますが、主な退所の理由は、要介護度が上がったことによる特別養護老人ホームへの転所や、

長期入院等によるものとなっているところであります。

入所者数は減少しておりますが、施設需要につきましては、平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が要介護3以上となったことから、平成27年度以降は養護老人ホームにおいても、それまで特別養護老人ホームの対象となっておりました要介護1や2の方も積極的に受け入れを行っているところであります。平成27年度からことし5月末までの新規入所者は、合計で12人となっているところであります。平成27年度の法改正までは、介護認定を受けている方は積極的に受け入れを行っていなかったことから、要介護1や2の方を受け入れていることが情報として浸透してないことも考えられます。

今後も引き続き、環境上また経済的理由により、居宅における生活が困難な方でお困りの方がいらっしゃれば、積極的に対応してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 私が知る範囲では共楽荘、もとは今の下領住宅の辺りにできて、それから今の西分のほうに移動されたと聞いています。

私がたまたま福祉を学び、福祉の現場にいたからだと思うんですけども、今、美祿市民の方々が共楽荘という存在を、中身を、そして場所をどれだけの方が知っているのでしょうか。

今、ちょっと御答弁がなかったんですけども、そういう認知度、そして共楽荘というのはどういうところなのか、誰が利用できるのか、誰が利用できないのか。先ほどの老人福祉法によるさまざまな定義はありますが、入居者に問わずですね、できれば、私が言った地域包括ケアシステムはまちづくりであると、市民の暮らしをつくっていくすべである。この点で、この共楽荘という立ち位置、定義、あり方を、この社会生活上の課題解決を支援し地域福祉の先導者となるべく、できれば入居者に問わず、地域の広く住まれていらっしゃる御高齢の方々はもとより、さまざまな市民に対して何らかの形で生活を支援するなど、そういうあり方、開拓というのは難しいことなのか、その可能性の有無をもう一度御質問申し上げます。

○副議長（安富法明君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども入所要件ということで申し上げましたとおり、生活環境に問題がある方、あるいは親族等でそういった方を養護できないというか、そういったいろんな制約がございます。やはり、入所するには措置という形をとりますので、入所判定委員会等の判断も必要となってきます。だから地域にですね、そういった環境的に今困っている方、あるいは収入的に困っていらっしゃる方、そういった方がいらっしゃれば、積極的にこの要件に合致するかどうかというのを、今後積極的に判断いたしまして、入所できる要件に当てはまる方は、積極的に今のところ入所させるという方針でいっているところでございます。

以上です。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） はい、そういう視点も大変大事だと思っておりますけど、私が申し上げたかったのは、先ごろ各種福祉法人、特別養護老人ホームさんのほうで、地域にポンと開いた——言葉は適切じゃないかもわかりませんが、認知症カフェとか何々カフェということをされています。そういうように、入所——そこに暮らす、より措置という形で生活の場として提供するだけでなくして、どうか枠組みをですね、あればその枠組みを少し外してでも、地域の方々が共楽荘に行って入居者の方々とお話をしたりとか雑談して、入所者の人も来訪者の方々もそこで新たなコミュニケーションが立てて、お互いの心の安心につながるような、いわゆるデイサービスではありませんけども、新しいそういう展開があればなと思っております。

ていうのは、この養護老人ホーム、まだ全国にたくさんあります。中には、今、私が申し上げたようなことを実施されている福祉法人が多々あります。それはさすがに、公設公営のところはなかなかありません。その辺の位置の定義の違いはありますけども、そういった新しい共楽荘の利活用の仕方、これを私が申し上げた全国の事例をですね、これから市民福祉部を中心にした皆様で、もしお時間があれば、ぜひその辺を情報収集して、どういう方法があるのか、どういう形があるのか、これを今後の検討課題としてお願いしたいということを念じまして、次の質問に入ります。

いよいよちょっと難しい問題ではありますが、二つ目の大項目、墓地経営許可申請書についてを質問してまいります。

昨年9月議会で、共同墓地使用トラブルについて質問をしましたが、それより約

3年前の平成27年1月頃から市は住民からの相談を受けており、当初から、前向きな対応をしてもらいたいようであります。

しかしながら、それと同時に、当初は墓地の台帳記載を見落としすることがあったり、またその後も、そのほかは何も資料が残っていないという御回答ながらも、つい最近に、この墓地経営許可申請書が出てきました。これまでの問題意識が希薄だったのかどうなのか、その辺が私にとっては少し疑問があります。

この問題、通常では起こり得ないような難しい行政課題であり、生活問題です。しかし、議会での議論や質疑にはなじまない厄介な一般質問であることは、重々承知しています。

ですが、いろいろな視点から協議し解決したいと考えています。そして、これを契機に、他の共同墓地などで同じようなトラブルが発生しないように、体制と危機管理の見直し整備を要望したいと考えております。

本日はまず、この出てきたこの共同墓地経営許可申請書に対する市の見解をお伺いします。よろしくお願ひします。

○副議長（安富法明君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年9月議会における末永議員の一般質問ののち、改めて市が管理している墓地経営許可に係る記録を確認しましたところ、昭和39年8月28日付けの墓地経営許可申請に係る書類が確認できましたので、その内容について御説明を申し上げます。

この墓地経営許可申請は、美祢市長が申請者となって山口県知事宛てに申請手続を行ったものであります。当時の記録を調べてみますと、このほかの経営許可申請も同様であります。それぞれの地域において管理を行っておられる集落の共同墓地については、美祢市長が経営申請者となって申請の手続を行っております。

これは当時の山口県の許可基準として、墓地経営の申請者が、地方公共団体や宗教法人等に限られていたことから、市長が申請者となったものであると考えられます。

申請の理由につきましては、山口県が行った厚狭川の河川改修工事に伴い、当時、河川敷にあった墓地を移転し改葬させるとともに、各自の山林に埋没した旧墓地が点在していたため、これを以前あったところから、集落の共同墓地の隣接地に整備

するために行ったものであります。墓地の管理者は、その当時の集落の代表者名が記載されており、土地につきましては、集落の共有地との記載があります。

なお、その共有地の使用については、当時の集落の代表者が、土地の使用を承諾する旨を記載した承諾書が添付されておるところであります。

当時、墓地経営許可の権限があった山口県の定めた基準に従い、美祢市長名により山口県知事宛てに集落の共同墓地に関する申請を行ったというのが実情ではないかというふうに考えております。

なお、この墓地につきましては、現在、トラブルが発生しており、地元住民の皆様が大変困惑されておられるということは、十分承知しているところであります。

そのため、昨年9月議会での末永議員の一般質問ののち、市の顧問弁護士にトラブル解決に向けて相談をし、その相談結果を住民の皆様にお伝えをしております。

今後も、市民目線の市政運営を行うという立場から、トラブル解決に向けてできる限り協力していく所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 市の考え方、認識の仕方がわかったところであります。

ここで、ちょっと細かい質問を申し上げますので、御答弁のほど、のちほどよろしく願い申し上げます。

私、この申請書を拝見すると、河川改修工事の都合で、墓地、墓石を他の土地に移設、改葬しなければならないため、美祢市が墓地経営者になり、この手続を行ったと認識しました。これは間違いないのかという点を、後でお聞きしたいですね。

そして、新たにこの墓地を開設するために、集落代表者から、集落共有地の無償での使用承諾を得て、墓地経営許可申請を行われたというふうに読み取れます。

ということは、美祢市は墓地の経営者として、この土地を共同墓地として使用する使用借権の設定を受けたという解釈でよろしいのでしょうか。

つまり、この共同墓地はお墓を持っている方は、美祢市の使用借権に基づいて墓地を使用しているという解釈でもよろしいのでしょうか。この点も併せて伺いますとともに、よく見ますと、昭和39年8月28日執行の墓地経営許可申請書により作成された墓地台帳には、この共同墓地は美祢市が経営者であり、管理者となっています。これをどう認識していらっしゃるのか。ただ、墓地を開設する許可申請

の便宜上の形式に尽きるというお考えなのでしょうか。

また、この墓地台帳にあります、古いものではありませんが、公式のもので、この中に公有、私有の別を示す欄には公有と記載されています。通常の公文書では、公有とは公の所有という意味であるはずですが、これは、美祢市がこの集落共同墓地の所有者であるのか所有者でないというのか、市の見解を併せて御答弁のほどをお伺いします。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（安富法明君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） それでは、まず最初の御質問の中で、河川改修により移転したのだからという御質問でございました。実際にですね、これ厚狭川の河川改修によって墓地が移転しております。この移転先の地番はですね、今問題になっておられる中村共同墓地とはちょっと異なる場所です。これは申請が、いろんな地番が連名で申請されておりますので、ちょっと御注意していただきたいのが、今問題になっております中村共同墓地の中に、この河川改修で県が移転をさせた墓地が含まれてないということを、まず御認識をお願いいたします。

それとあとは、その土地が公有ということで、市の土地である——土地という認識ではないかという御質問なんですけど、先ほども経緯等を申し上げましたけど、当時はですね、やはり、この申請時の——申請された時点においては、中村——該当する墓地に関して、まだ墓地として整備されておられません。で、その土地につきましては、集落の共有という認識を持って、代表者の方が市に申請をされております。

だから、当該土地に関しましては、一応、その集落の共有の土地で、今後そこを墓地として整備します——するという認識のもと、県知事に申請をしてくださいという意味で、私どもは捉えております。だから、申請を行ったのち、今度は許可がおりて、地域の方々がその墓地を整理されまして、実際に墓が建っておるのが、その申請から約10年経過したのが一番古い、今、確認できる墓地でございます。

だから、市といたしましては、まず、その該当される墓地が集落の共有で、土地に関しては、無償で集落の人たちは使用できるといった認識のもと申請を行っておりますので、そこに市が——市の土地というか、そういう認識が基本的にはございません。

以上です。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 今、私の聞き間違いや聞き損じなければ、大野部長のお言葉の中に、今回このトラブルが発生している墓地は、もともと河川改修で墓地が移動した、またさせられたこの共同集落共有地の中に、地番として入ってないというような御答弁があったと思います。

墓地台帳に見ても、この墓地経営許可申請書の中においても、ここにあります東分の1907の1、私どもは、これはまさしく該当してると思っている今日の考えであります。

この点、このように書いていますが、宗高1907の1、これは該当しないと市は御判断されてるのでしょうか。もう一度お聞きします。

○副議長（安富法明君） 大野福祉市民部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの、この墓地の県知事宛での申請なんですけど、その申請に書かれている地番が字宗高1914番地、それと字宗高1913の1、同じく字宗高1913の2、それと字宗高1905番地、そして字宗高1907の1番地。で、1907の1番地というのが、今、該当されてる土地だというふうに思います。

先ほど、移転された墓地につきましては、字宗高1913の1に移転されたというふうに確認をしております。

以上でございます。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） では、これで見ると1907の1には、今回の該当墓地及び墓地所有者の墓石墓地は、移転されてないというふうな認識でしょうか。

ちょっとそれは、私今のところもう一度——私もうかつな事言えませんが、もう一度確認しますが、これを見る限りでは私は入っていると。入ってなければ、こういうトラブルがここまで今悪化してませんので、ちょっと承諾はしがたいです。

それと、肝心の答弁がなかったですね、墓地台帳上の公有、私有の別を示す欄に公有という記載がある。これは、公有とは公の所有という意味です。この場合、普通、一般人には、自治体のもの、美祢市が所有するものというふうにとると思いますが、この辺の市の見解、この公有という記載の意味、公の所有という意味は、美祢市所有という意味ではないのか、これを御答弁お願いします。

○副議長（安富法明君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） 先ほど申し上げましたけど、当時ですね、申請者が地方公共団体、もしくは宗教法人でなければ、山口県の基準を満たしていないということで、市長名で申請をしております。

そのときに土地が公有であるか、あるいは個人の土地であるかという言い方なんですけど、便宜上、公有というふうに書いたというふうに推測しております。

なぜ、そういうふうに申すか申し上げますと、やはり土地に関しましては、もし、公有であれば、当時の集落あるいは個人なりに、市に対しまして寄附採納、もしくは、そういった土地を——何らかの土地を市に寄附するというか、市の持ち物にするという、そういった手続が必要になってくると思います。今、そういったことは、いろんな資料を探しても確認をされておられません。だから言われましたように、この土地は市の土地であるかどうかと言いますと、市の土地ではないというふうな認識しております。

以上です。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 土地の所有とか持ち物とかっていう認識よりも、それも含めるんですけども、この共同墓地のいわゆる経営者、管理者としての部分で、この墓地台帳を皆さんがどう解釈するか。許可番号とか面積とかたくさんあります。公有私有の別……公有。

先ほど申し上げたとおり、申請するこのペーパー、各段階での便宜を図ると。市民に代わって、そういう手続が必要だと。そうすると、これは公有ではないという判断だと仰ぎます。この今の御判断を、これからいろんな出来事がある中で、ちょっと大きな意味合いを持ちますので、美祢市は、「公有イコール所有者ではない」とお答えになったというふうに認識して、ならば、美祢市の所有でないならば、墓地の所有者は誰という認識なのか、また、その根拠は何か。美祢市は、この集落共同墓地を経営している以上は、土地所有者とのあいだで、墓地として使用できる権原——この「権原」とは、「権利」の「権」と「原っぱ」と書きまして、法律的あるいは事実的な行為をすることは、法律上、正当とされるための根拠となる原因という意味であります。その権原は何なのか、墓地使用权なのか、地上権など土地の利用権者なのか、何の権原なのか、市の見解をお伺いします。

○副議長（安富法明君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この墓地に関しましては、以前から集落のほうで墓地経営をされておられます。いろんな墓地をそこに建てる許可なりも、全て集落のほうでされておられるというふうに認識しております。経営に関しては、市はこれまで一度も、そういったことに携わったことはございませんので、実質的な経営権なり所有は、その集落にあるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 今の大野部長の御見解が、副市長を初め、最高幹部である美祢市長である西岡市長の御見解と相違なければ……便宜上でのものであって、前9月議会でも申し上げたとおり、確かに民間と民間の問題の部分がとても重要であり多いです。

私も、数少ない判例を——こういうトラブルのですね、示談とか裁判とかになった場合の判例があるかないか探しに探して、福岡高裁のほうで判例があったことを、前回申し上げました。第一次的なトラブルはあくまでも民間と民間。それはそれで、そのトラブルの解決に知識を有する、または、そのための施策や費用が欠けてきた。特に万が一、このトラブルが法的手続や訴訟等になった場合っていうのは、ここで初めて、国も県も私がお聞きした範囲ですけども、そこまでいった場合には、この墓地台帳上の「経営者美祢市」、「管理者美祢市」、これが、こういうものが、これは全てお墓をつくり守ってあげるための便宜を図った、だから責任はないということまでは、もう言えないという。最終的なトラブル解決の手段になった場合には、逆に、この「経営者美祢市」、「管理者美祢市」という私有、公有という意味が、今、墓地管理委員会対、ここを——お墓を撤去しろとか、いろんなことをおっしゃっている相手方との市民のトラブル解決の場ではなくなってしまう。市が、何らかの、私たちとともに当事者になってしまう——いや、なってもらわなきゃ困る。こういうふうに判断されることがあるという判例を見つけました。

万が一、そういった法的手続が進んだときには、そういったこともあり得るのか、その前に私たちは、この問題を抱えている市民の皆様は、いま一度、市との意見調整、協議を行ってほしいと思います。

最後の御質問と確認になりますが、現在、この集落共同墓地の土地の新たな登記名人——名義人が、墓地所有者に墓石、墓地の撤去と墓地使用料の請求が起きています。

美祢市は土地の使用借権者、墓地の経営者、管理者として、この撤去請求に対して、どのような対処をお考えでしょうか。

そして、9月議会での市長の答弁では、今後もトラブル解決に向けて、市の顧問弁護士等も活用しながら、墓地管理委員会の皆様と協議していきたいという御発言がありました。先日も、私と執行部の協議においては、弁護士同士の同席のもと、執行部と墓地管理委員会、また県関係各位での協議を要望したところ、逆に待ってたと、今までその打診がなかったのを不思議に思われたような顔をされて、快諾をちょうだいしたと私は認識しておりますが、改めてこの市の展開、市長のほうにお伺いを申し上げます。

○副議長（安富法明君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 末永議員の御質問にお答えをいたします。

昨年の9月議会で、末永議員がこの件につきまして一般質問をいただいたところでございます。その折に、市の顧問弁護士に相談しながらトラブル解決について相談をし、また住民の方とも相談——相談というか、お答えをお伝えをしまいるということを申し上げたというふうに思っております。

また、この件につきましてははですね、いろいろと複雑な事情があるということも、私も住民の方からお伺いして、いろいろな話をお聞ききしております。

なかなか法律上で難しいこともございます。今ここでですね、市がどうこうっていうふうなことは、法律上ちょっと難しいところがございますので言えませんが、美祢市として、行政としてできることは、しっかりと対応させていただくということにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 今の市長の答弁と併せて、大変申し訳ありませんけど、大野部長に確認を申し上げます。

このあいだ、生活環境課長さんと同時にお話をした際には、弁護士同席、または墓地管理委員会の方々を含めて積極的に話し合うと、協議に応じますという答弁と

いいですか、音頭がありました。

これには、今の市長の答弁と併せて間違いなく、意思、気持ちは変わってないのかという点とですね、この問題は、本当に全国で私が調べたら、まだ一、二例です。誰もが営利追求がなければ、単純に先ほど冒頭申し上げた、ゆりかごから墓場までの、そこの最後の最後の点で、誰もが私利私欲が起こり得ない墓地という、ある意味神聖かつ大切な場所です。そこで起きた問題。私が申し上げた墓地台帳が云々だとか、許可申請者が云々だとかいろいろありますけど、今まで住民たち皆さんは一生懸命頑張ってきました。

そこで、9月議会でも、なかなかどんなことが起きても、税の投入、いわゆる支援金とか、または、なかなかそういう難しいという御判断ではありましたが、これからのいろいろな話の展開の中で、墓地管理委員会と墓地所有者の皆様と同じ場所で、もしかしたら、美祢市さんのほうが、当事者になる可能性もなくはないと思っています。その時までにも、墓地管理委員会、墓地使用者の方々と私も少しですけど、美祢市との側で異論があつたり仲たがいがあるとか、できれば、そういうことはなくして、私たちの相手は1人しかいませんから。どうかこの問題、昔ながらで、昔のいいコミュニケーションで、お墓を建てる建てないで、ああいいよっていう、今考えれば安易、でも、そのときは本当に皆さんが協力し合うという形で始まって。ですから、契約書もなければ何の証文もない。県も美祢市のほうにおいても、ほとんどそこを確証できる部分がない。ですから先ほど、大野部長の答弁の中にも、確定するような言い方ではなくて、だと思ふとか、そういうふうな——大変どこまでもが難しい課題と迫及、または、解決できる素材量が少ない部分があります。

どうか、もう一度最後に市長、もしくは大野部長のほうから、どういう展開になっていくかは、まだまだ検討しきれませんが、あくまでも美祢市のほうが、該当者じゃなく当事者じゃないという場合でも、当事者になってしまったとしても、この問題の解決、どうかほかの共同墓地を調べても、ほとんどが私有地だったりしています。

そこに、冒頭申し上げた、危機管理感とか新しい体制を立てる、新しい指針のためにも、この今の該当集落共同墓地のトラブル解決に向けて、市の弁護士並びに私たち管理委員会でも、二年、三年お世話になっている弁護士さんとともに、前向きな協議をするテーブルに幾度となく着座してもらえるのか、この点だけ御答弁をよ

ろしくお願い申し上げます。

○副議長（安富法明君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 末永議員の再質問にお答えをしたいというふうに思います。

先ほども申しました、法律的にいろいろな問題があるというふうにも、私も認識をしておりますし、この墓地の、今墓地を使用されている集落の方もですね、いろいろな問題があるということも認識されているというふうに、私もお聞きをいたしましたし、それが現状じゃないかなというふうに思っております。

したがいまして、行政として、美祢市として、できる範囲は御協力をさせていただきながら、トラブル解決に向けて皆様方の意見を拝聴しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（安富法明君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 何となくニュアンスで確かな点もあれば、少しふわふわとするかなという思いもしましたが、大野部長と課長さんのあのおときの答えは、こちら側やこちらの弁護士と、また、市側の時間調整を事前に知らせてもらって、調整できれば、いつでも協議の場に座るという言葉を交わしたと私は思っています。

これで私の一般質問を終わりますが、今私が申し上げたように、いや違うという大野部長並びに課長のほうの御見解、あればそれを聞いて終わりますが、なければ、これをもって末永義美の一般質問を終わります。

○副議長（安富法明君） この際、2時10分まで休憩をいたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○副議長（安富法明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。山中佳子議員。

〔山中佳子君 発言席に着く〕

○9番（山中佳子君） 純政会の山中佳子です。一般質問発言通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

ことは、新美祢市として合併10年が経過し、この間合併効果もあり、さまざまな分野で変化が見られました。

先日、平成25年に一般社団法人となりました、美祢市観光協会の平成30年度の通常総会が開催されましたが、平成29年度の事業報告におけるイベント、企画、プロモーションは、合併以前にはなかった大規模で奇抜なものが多く、集客、活性化が進んでいると感じ、頼もしく思いました。

「秋吉台は使える国定公園です。」また、「観る秋吉台から、使う秋吉台へ！」などのキャッチコピーは、年々秋吉台を活用していこうという方向へと向かっている表れだと思われます。

そこで、まず秋吉台、秋芳洞の観光活用と保全についてお尋ねします。

秋吉台、秋芳洞で開催される各種イベントの主催者は、あくまでも観光協会や各実行委員会だろうと思いますが、そのうしろには美祢市が控えており、市長より観光協会の通常総会において、観光に関しては、観光協会と市は車の両輪であるという挨拶もありました。イベントの効果は秋芳洞、大正洞、景清洞の入洞者数、売り上げにも影響し、市の財政にとっても気にかかるところです。

昨年度の秋吉台、秋芳洞で開催されました観光イベントと本年度の予定についてお尋ねします。

○副議長（安富法明君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 山中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、秋吉台、秋芳洞での平成29年度の観光イベントの実績についてであります。

秋吉台で6つのイベント、秋芳洞で2つのイベント、合わせまして8つのイベントを開催いたしました。

秋吉台では、秋吉台観光まつりを7月に開催し、県内外から5万5,000人の観光客が来訪され、初夏の秋吉台と花火を楽しみました。

また、9月以降の観光シーズンには、JBCF秋吉台カルストロードレースを初め、秋吉台トレラン、美祢秋吉台カルストウォークなどのスポーツイベントに多くの参加があり、緑色から黄金色に変化する秋吉台を楽しみました。

なかでも、本市として初めての取り組みとして、9月に開催いたしましたJBCFカルストロードレースは、当日あいにくの暴風雨となりましたが、レースをインターネットでライブ中継されるなど、秋吉台でのスポーツイベントを全国に発信できたと思っております。

また、昨年9月からの、山口デスティネーションキャンペーンにおいて、秋吉台を草原のキャンパスに見立て、12星座をレーザー等で表現した秋吉台星空のイルミネーションには、3日間で3,000人の観光客が夜の秋吉台に來訪され、多くの方がSNS等で情報発信をされております。

一方、秋芳洞でも、山口デスティネーションキャンペーンにおいて、秋芳洞商店街をLEDで装飾するなど、秋芳洞商店街に御協力をいただきまして、秋芳洞での光響ファンタジーを7年ぶりに開催し、3日間で1,600人の入洞者がありました。

さらに、2月にはサブカルチャーを取り入れました、「出張！萌えサミット in 秋芳洞」を秋芳洞商店街ふれあい広場で開催するとともに、秋芳洞商店街ではスタンプラリーを実施され、多くの観光客が商店街に來訪されております。

また、多くのコスプレイヤーが秋芳洞で撮影をした画像をSNS等で発信することで、秋芳洞を広く発信できたものと思っております。

このように、イベントの開催は秋芳洞、秋吉台での情報発信に効果がありますが、さらに、多くの観光客に來訪していただくためには、イベントのブラッシュアップ、それから秋芳洞、秋吉台の本質的なすばらしさを発信していくことが必要であろうと考えております。

次に、平成30年度の予算についてであります。

本年度も、昨年度開催いたしましたイベントにつきましては、一部内容を見直し、ブラッシュアップを図りながら、美祢市観光協会と連携し開催をしております。

また、新たに自転車を活用したイベントと明治維新150年が連携するイベントに取り組みたいと思っております。

以上です。

○副議長（安富法明君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） ありがとうございます。

昨年度、初めて開催されたイベントや恒例イベントも含め、かなりの観光行事が秋吉台上や秋芳洞で繰り広げられています。

11月17日から19日までの3日間開催されました、秋吉台星空のイルミネーションには私も出かけましたが、若い人たちの多いことにびっくりし、帰りには交通渋滞もあったと聞いています。多分、県下全域から訪れた人たちであろうと思わ

れますが、秋吉台の夜の——秋の秋吉台の夜を満喫され帰られたのではないでしょうか。

次に、山口県が推進するサイクル県やまぐちプロジェクトについてお尋ねします。

山口県では県や市町、関係団体などで行くサイクル県やまぐちの推進に、村岡知事を会長として取り組まれています。美祢市の取り組み、また、その波及効果について伺います。

○副議長（安富法明君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 山中議員の御質問にお答えをいたします。

山口県では、自転車を活用し交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、サイクル県やまぐちプロジェクトに取り組んでおられます。

本市といたしましても、自転車をスポーツツーリズムのコンテンツのひとつとして、サイクル県やまぐち推進協議会とともに、本市の情報発信と交流人口の拡大と地域の活性化を図っているところでございます。

主な取り組みといたしまして、サイクルスポーツを情報発信するための、先ほど申し上げました、JBCFカルストロードレースの開催であります。

これは、国内のプロチームがカルストロードを疾走することで、国内外のサイクリストに秋吉台でのみ味わえます、爽快さと雄大な自然景観を発信し、秋吉台地域にサイクリストのみならず、サイクリング愛好者を誘致するものでございます。

また、海外におけるサイクルスポーツの人気も高く、本年5月には、美祢市観光協会の催行によりまして、台湾から41名のサイクリストが4泊5日の行程で本市を拠点として、県内を自転車で周遊をされております。

さらに、本年春から、美祢市観光協会と市内観光関連事業者が連携し、交流人口の拡大を図るためレンタサイクルを活用し、秋芳洞地域と大正洞地域を結ぶ周遊に取り組まれております。

これら、多様な取り組みを美祢市観光協会と連携を図りながら推進、支援することで、本市の交流人口の拡大と地域の振興を図っております。

以上です。

○副議長（安富法明君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 昨年9月16日にカルスト台地、秋吉台で初めて開かれました国内最高峰の自転車レース、秋吉台カルストロードレースには、市長を初め、私

たち議員も何人か開会式に出席し、迫力満点のレースの模様を間近に見ることができました。

台風18号の接近のため、あいにくの雨模様でしたが、国内のトッププロ選手ら約300人の走りは、アップダウンの激しいコースではあったと思いますが、苦しいながらも選手の皆さんには爽快だったのではないかと思います。

私たちの身近で、このような大きな大会が開かれることにより、この地域でも自転車競技を始める人も多くなり、ことし以降の大会参加者もふえてくるので——ふえてくるのではないかと期待しています。

しかし、秋吉台で開催された自転車レースの明くる日の9月17日、山口市で開催予定だった維新やまぐちクリテリウムは、台風18号の接近により中止となっています。参加者の安全・安心を考えると、勇気ある撤退、中止も必要ではないかと思います。

そこで、次に、秋吉台で実施されるイベントの参加者の安全の確保と台上の保全についてお伺いします。

秋吉台地域における体験型イベント、特に秋吉台カルストウォーク、Mine秋吉台ジオパークマラソン、秋吉台カルストトレイルランなどにおいて、参加者の安全性の確保にどのように取り組まれているのかお尋ねします。

特に昨年は、秋吉台カルストトレイルランニング開催日の10月15日も悪天候となり、主催者は中止も考えられたのではないかと思います。秋吉台上の細い道を駆け巡る体験は、滅多にできないわくわく感もありますが危険を伴います。

また、多数の参加者が走り抜けた後の道も、補修が必要な部分があったのではないかと思います。この大会の狙いも環境保護、保全の意識を高めることにあったようですが、きちんと秋吉台の保全がなされているのかお伺いします。

○副議長（安富法明君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） それでは、最初に、イベント参加者の安全の確保についてであります。

各イベントの安全の確保につきましては、実行委員会等の事前会議で想定し得る危険箇所や事故、けがなどを関係者で情報共有し、対応についての協議を行っております。

また、イベント中の事故やけがにつきましては、開会式の際、注意をいただくよ

う喚起するとともに、医師、保健師の派遣を依頼するなどの対応や、コース上の危険な箇所には看板による告知や人員の配置をするなどの対応をとっております。

次に、秋吉台の保全についてであります。

秋吉台は、貴重な地質や動植物が生息しているなど、学術的に価値のある観光資源であることから、関係機関や団体と事前に地形や動植物に影響が少ないコース設計、それから、大会参加者への保全に関する告知内容や参加者数について協議を行っております。

また、イベント終了後、モニタリングを実施することで、コースの現状の把握と検証を行い、対応方法を協議し、地形や動植物への影響を緩和することで、秋吉台の活用と保全の両立に努めているところでございます。

以上です。

○副議長（安富法明君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） プロモーションビデオでトレイルランの様子は見せていただきましたが、雨の中ではありましたが、壮大な秋吉台を駆け抜ける人たちの息遣いが、間近で聞こえてくるような迫力感がありました。

事前打ち合わせ、当日の参加者への注意喚起、そして、大会後もきちんと保全、管理されているということをお聞きしまして、安心するとともに、関係者の御苦勞に敬意を表したいと思います。

次に、秋芳洞内における黄金柱のコケ対策についてお伺いします。

合併以前の旧秋芳町時代から、秋芳洞内のコケの増殖は問題となっており、照明も環境に配慮されLED化されましたが、なかなか問題の解決には至っていないようです。

特に、洞の中でも観光スポットである黄金柱は、初めて見る人にはわからないかもしれませんが、以前から見ている人が見れば、明らかにコケの量は増加しています。

この対策について、どのようにお考えかお尋ねします。

○副議長（安富法明君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） それでは、山中議員の御質問にお答えをいたします。

洞窟は自然光が届かない暗闇でありますから、光合成によりエネルギーを得る植

物は、本来、光のない洞窟内には生育することはできません。

しかしながら、秋芳洞を観光洞として活用するため照明を導入しましたことにより、本来、生育しない植物が生育、繁茂しておることは事実でございます。

議員御指摘のとおりでございますが、この照明植生は現在も増加していると考えられ、観光活用や文化財保護、ジオ資源保全の観点からも、この対策は避けて通れない問題であると認識をしておるところでございます。

そのような中、昨年度から着手いたしました、秋吉台等保全活用計画策定事業におきまして、平成29年12月に文化庁の調査官が美祢市を訪問されまして、協議や現地視察を実施した際に、秋芳洞内の植生に対して、対策を行うべきではないかと指摘されたところでございます。

そこで、文化財保護課におきまして、今年度から対策事業を開始しておるところです。また、来年度から国庫補助事業として、緊急調査が行えるよう準備を進めているところでございます。

しかしながら、国内に存在する洞窟においては、科学的な検証を踏まえた照明植生対策を行っている例がほとんどございません。加えて、照明植生も単純なコケ類のみの植生ではなく、複数の植物や生物が生育、繁茂しておりまして、周辺環境や洞内の特異な生態系に配慮しつつ、照明植生対策を行うことは容易ではないことが想像されます。

現時点においては、どのような調査を行い、どのような対策を実施するのかは、検討段階のためお示しをすることはできませんが、今後、山口大学をはじめ、洞窟関連の研究者や文化庁、その他有識者と協議を重ねながら、照明植生を除去、あるいは抑制する対策を講じ、自然状態に近づけることができるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（安富法明君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 秋吉台国定公園の地下にある、特別天然記念物の秋芳洞は問題が発生しても、右から左へ、さあこうしましょうといかないのが、いつの時代も悩みの種だったようにお聞きしています。

しかしながら、観光に来られる人も満足し、できるだけ自然の状態で保存していくには、手を加え、何らかの努力をしていくことも必要になってくると思います。

今後の対策に期待したいと思います。

次に、美祢社会復帰促進センターの活用についてお尋ねします。

私は、昨年の6月議会において、美祢社会復帰促進センターの外部通勤作業について一般質問していますが、その際、市長は、「センターは本市にとって重要な資源のひとつであると捉え、センター、地域、行政のそれぞれが抱える諸問題を総合的に捉えて、社会復帰支援をキーワードに、課題解決の取り組みを第三者をはじめ、関係機関連携のもと具現化していき、特色あるまちづくりを構築していきたい」と答弁されています。

先日、株式会社YMF G ZONEプランニングによる、地方創生推進事業アドバイザー業務報告書について、議会のほうへ説明がありました。その中でも、「美祢社会復帰促進センターは、総合戦略を実現するための重要な資源として位置づけられており、その資源を活用した、新たな雇用創出を目指す方針となっている」と述べられています。

そこで、美祢社会復帰促進センターの現況についてお尋ねします。

現在の受刑者の男女それぞれの人数、年齢層、矯正処遇の刑務作業、職業訓練の実施状況についてお尋ねします。

○副議長（安富法明君） 藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） 山中議員の御質問にお答えします。

美祢社会復帰促進センターの現況についてであります。

初めに受刑者、ここではセンター生と言いますが、その男女それぞれの人数と年齢についてであります。平成30年3月末の状況を申しますと、男性305人、女性334人、計639人であり、平均年齢につきましては、平成29年12月31日時点で、男性35.9歳、女性は41.3歳との報告を受けております。

次に、矯正処遇の刑務作業、職業訓練の実施状況についてであります。当センターにおける矯正処遇については、出所後の就労を念頭に改善指導、刑務作業、職業訓練を1日最大8時間半、週5日実施されています。

以上です。

○副議長（安富法明君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 平成23年9月30日に新設棟が完成し、収容定員は、それまでの1,000人から男性500人、女性800人の1,300人に増加したと

お聞きしていますが、ことし3月末時点で639人ということは、随分当初の計画から減少しているなどという印象を受けています。

美祢社会復帰促進センターの収容者は、犯罪傾向が進んでおらず、初めて刑事施設に収容されるもののうち、心身ともに著しい障害がなく、集団生活に順応できる者を受け入れるということになっているとお聞きしています。

しかしながら、全国的な傾向では、受刑者の出所後の生活の厳しさ、受入体制の不十分さなど、さまざまな理由により再犯率は高くなっており、出所後の就労の定着化が再犯防止の大きな位置づけになると思われま

す。センター生が、社会復帰後の生活に適応できる能力育成のセンターでの取り組みについてお尋ねします。

○副議長（安富法明君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 山中議員の御質問にお答えをいたします。

矯正処遇について当センターでは、センター生が施設に入所する前に、社会に対して感じていた生きづらさが犯罪に結びついていることに焦点を当て、更正の基礎となる心・技・体を整え、高めることで、生きづらさの解消と生きる力の基礎づくりを行うことを目的とし、再犯防止に向けた社会復帰支援を官民協働で実施されております。

先に御答弁いたしました矯正処遇別に申し上げますと、初めに、改善指導は犯罪の責任を自覚し、社会に適応するために必要な知識や生活態度を習得することを目的とし、各犯罪類型に応じた指導、就労定着化、生活向上スキルを磨く17のプログラムが展開をされております。

次に、刑務作業は、刑法第12条2項で規定されております懲役刑の執行として、センター生に課せられるものですが、さらには作業上の知識、技能の習得や勤労精神の涵養等にも寄与することを目的とされております。

内容については、刑務作業契約企業からの発注に基づき実施をされており、美祢市の竹を使用した竹箸や猫ちぐら、山口県ブランドでありますユリ球根栽培等が今のところございます。

平成29年11月1日時点で、29社の契約企業があり、そのうち7社が美祢市内の企業であります。

また、昨年6月1日から3カ月間、当センター初の試みとして実施されました、

外部通勤作業につきましては、本年においても引き続き実施されるというふうにお聞きをしております。

最後に、職業訓練では基本的な知識及び技能を習得させ、また、職務に必要な資格を取得させ、社会復帰後の生活に適応する能力育成を図ることを目的とし、4種類の――4種目の必修職業訓練のほか、男性9種目、女性10種目の選択職業訓練が受講可能であり、これは他の施設にはない特色となっております。

なお、現在、再犯防止・地方創生推進事業として、本市と法務省、株式会社小学館集英社プロダクション、ヤフー株式会社が連携し、新たにネット販売実務科を設置しようと調整を進めているところであります。

その他、地域との共生を図ることを目的として、釈放間近のセンター生による奉仕活動を平成22年から継続的に実施されております。

社会復帰後の就業支援に向けた矯正処遇については、以上でございます。

○副議長（安富法明君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 先月、愛媛県今治市にある、塀のない開放的矯正施設の松山刑務所大井造船作業場から受刑者が刑務作業中に脱走した事件は、大変ショッキングなものでした。

美祢社会復帰促進センターでは――センターでも、昨年から外部通勤作業が取り入れられ、画期的な更生手段であるとともに、派遣先の企業からも、外部通勤作業の増員と年間を通じた取り組みを要望する声も届いているとお聞きしています。

今年度も引き続き実施されるということをお聞きしまして、ぜひ、継続していただきたいと思っています。

次に、再質問ですが、先週6月7日の新聞報道によりますと、刑務所などの矯正施設がある自治体間でネットワークを形成し、再犯防止推進のため情報交換をする矯正施設所在自治体会議の設立に向け、賛同する29市町の首長らが6日、東京都内で発起人会議を開いたとありました。

また、法務省によると、民間が運営に加わるPFI刑務所、美祢社会復帰促進センターを抱える美祢市の西岡晃市長から、自分の市だけでは情報が限られると、法務省に自治体会議設立の提案があったということでした。

再犯防止に向けての情報交換は、全国的視野に立って必要なことであり、今回の自治体会議設立の経緯、趣旨について、詳しく市長よりお伺いしたいと思います。

○副議長（安富法明君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 山中議員の再質問にお答えをいたします。

矯正施設所在自治体会議設立発起人会議の経緯及び趣旨についてでございます。

本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的施策のひとつに掲げておりますとおり、美祢社会復帰促進センターを地域創生、地域振興の有効なツールのひとつに位置づけておりますが、施設の特異性ゆえ、さまざまな課題を抱え苦慮しながら推進を図る現状でございます。

また、平成28年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、都道府県や市町村は、地域における再犯防止策の推進に関する計画を定める努力義務が明記されるなど、再犯防止に向けた地方公共団体の役割が大きくなっております。

このような背景に対しまして、今後、矯正施設が所在する地方公共団体が効果的に課題を解決し、再犯防止策に取り組み、さらに地域創生につなげていくためには、同じような課題を抱えるであろう自治体相互で積極的な情報交換を図り、矯正施設との共生に取り組むことのできる仕組みを構築することが有効ではないかという考えから、矯正施設所在自治体会議、仮称でございますが——の設立を提案書を、昨年4月21日、私のほうから直接、法務省矯正局へ提出をさせていただいたところでございます。

その後、法務省の御協力をいただき、当会議設立の実現に向け、広く矯正施設が所在する地方公共団体に設立発起人としての御理解と御協力を求め、このたび賛同をいただいた29市町の首長が設立発起人となって、6月6日東京都内において、上川法務大臣を初めとする法務省政務三役、また、御来賓に河村建夫衆議院議員、田中和徳衆議院議員、渡辺博道衆議院議員の御出席を賜り、矯正施設所在自治体会議設立発起人会議を開催したものでございます。

会議では設立推奨、規約及び今後の進め方について了承をされ、今後はこの会議を十分に活用し、本市における美祢社会復帰促進センターを活用した地域創生、地域振興の具現化につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（安富法明君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） ありがとうございます。

次に、介護刑務所の設置についてお尋ねします。

初めに申しあげました、地方推進事業アドバイザー業務報告書の中で、センターの活用の可能性について、ある社会福祉法人へヒアリングを行われたようですが、その中で、「全国の刑事施設の傾向として、受刑者の高齢化の問題を考えると、介護刑務所を設置する必要がある。また美祢センターは、犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容しており、社会復帰への障壁は相対的に低いと考えられる。そのため、センター生を介護人材として育成し、刑務所内で介護を行うモデルを美祢センター独自のモデルとして構築することも考えられる」とあります。

このヒアリングの内容について、美祢市として、国への働きかけを考えておられるかお尋ねします。

○副議長（安富法明君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 山中議員の御質問にお答えをいたします。

介護刑務所の設置についてであります。

議員御承知のとおり、本市が策定をしております、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標のひとつとして、「市の資源を活用した雇用をつくる」を掲げており、具体的施策として、センター生の社会復帰への支援等により、共生への意識醸成を図る取り組みの推進を位置づけております。

美祢社会復帰促進センターは、本市にとって重要な資源のひとつであり、当センターを活用した雇用の創出や地域経済活性化を具現化するにあたり、昨年度、基礎調査を行いました。このうち、民間活力による活用の可能性を探るに当たり、社会福祉法人へのヒアリングを行ったものであります。

全国的に高齢化の進展がまちづくりの重点課題のひとつとして挙げられる中、全国の刑事施設においても、受刑者の高齢化の進展と、これに伴う刑務官の負担の増が課題として挙げられております。

今後、法務省と美祢社会復帰促進センターの将来の方向性を検討する中で、受刑者の高齢化に対応した介護人材の育成や、介護体制を整えた刑務所としての展開についても、議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（安富法明君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） 受刑者が更生し社会復帰するためには、出所後に仕事があることが必要な要素のひとつであろうと思われれます。

センターの職業訓練の中には、センターの給食調理や製パン調理に係る作業を通じて、調理免許、調理師免許に必要な知識を身につけたり、パソコンに関する技能の資格取得に必要な知識、技術を身につけるなど、即戦力になるような訓練種目も含まれています。

介護士についても、介護職員初任者研修課程の資格取得を目指し、社会福祉及び関係療育に必要な知識、技術を習得する介護福祉科もあるようですが、さらに進めて実習も兼ね、美祢社会復帰促進センター内に、全国で介護を必要とする受刑者のための介護施設を設け、センター生が介護を行い、資格も取れるという仕組みづくりに、全国に先駆け、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

「犯罪者が介護をするの」と思われるかもしれませんが、人は縁に触れば、どのような道に行くかわかりません。罪を犯した人たちの更生を温かく見守るとともに、介護の分野における人手不足という社会のニーズに応えるためにも、介護刑務所の必要性を、ぜひ、国や関係機関に働きかけていただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。市長、何かありましたらお願いします。

○副議長（安富法明君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 今、山中議員からの御指摘がございましたとおり、先ほども少し申し述べましたけれども、現在受刑者、美祢社会復帰促進センター内における受刑者の数ですね、減ってきてる——減少している状況、これは否めないというふうに思います。

昨日もセンター長とお話をさしていただいたら、現在では、もう600人ぎりぎり——もうすぐ600人をきりそうだというようなお話も伺っておるところでございます。

そうした中、今、介護刑務所というところは新しい発想であって、このあいだ、法務省に出向かせていただいたときに、今後、この今の施設はPFIで事業をされておりますが、これが20年経つと契約変更がございます。その契約変更の時に、今後、こういった形のスタイルに変えていくかということも、しっかり議論をしないといけないといけないということで、この介護刑務所の提案もさせていただいたところでございます。

そうした中では、あと6年ぐらい経ちますと、次の20年間でPFIでやるのであれば仕様書をつくらないといけない。それに併せて、今からそういったことに対

して、研究をしてほしいという旨の要望を先日してまいったところでございます。

以上でございます。

○副議長（安富法明君） はい、山中議員。

○9番（山中佳子君） ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（安富法明君） これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れでございました。

午後2時48分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月14日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃